

ご契約のしおり 約款 6

5年ごと配当付こども学資保険
「Mickey」

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ず、ご一読いただくとともに、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管してください。

また、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」には、保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを記載しておりますので、あわせてご覧ください。

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00

土曜日 9:00 - 17:00

(祝日・年末年始を除く)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

《「ご契約のしおりー約款」冊子の取り扱い》

お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、ご契約者の満年齢が70歳以上の場合、ご契約の承諾後、ご契約者住所あてに郵送させていただきます。

ご契約のお申し込み前に「ご契約のしおりー約款」冊子の手交を希望される場合は、当社の担当者にお申し出ください。

お申し込みの主契約・特約に チェックされ、
それぞれの内容を確認されるときにご活用ください。

- 主契約および各特約のお支払事由等の詳細については、本冊子の「学資金・給付金・育英年金などのお支払い」および「約款」をお読みください。
- お支払い等にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。

		保障の対象							ページ		
		ご契約者		被保険者					ご契約のしおり	約款	
		死亡	身体障害状態・高度障害状態	学資金・満期保険金	死亡	身体障害状態・高度障害状態	入院	手術			その他
	<input checked="" type="checkbox"/> チェック欄										
主契約	<input type="checkbox"/> 5年ごと配当付子ども学資保険「Mickey」 (保険料払込の免除保障ありプラン)	○	○	○	○					29	87
	<input type="checkbox"/> 5年ごと配当付子ども学資保険「Mickey」 (保険料払込の免除保障なしプラン) (※)			○	○					29	87
特約	<input type="checkbox"/> 5年ごと配当付育英年金特約	○	○	○	○					36	111
	<input type="checkbox"/> 傷害特約D (5年ごと配当付子ども学資保険用)				○	○				38	123
	<input type="checkbox"/> こども新総合医療特約D (H22) 「医のいちばんNEO (Mickey用)」						○	○	○	43	136

(※)「保険料払込の免除保障なしプラン」には、保険料払込の免除不担保特則を適用します。

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8

ご契約に際して

保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)	15
保障内容の見直しを 検討されているお客さまへ	16
現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ	17
告知義務	18
ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険のしくみ

5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」	22
------------------------	----

学資金・給付金・育英年金などのお支払い

学資金・給付金・育英年金などのご請求方法	26
5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】	29
5年ごと配当付育英年金特約	36
傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)	38
こども新総合医療特約D(H22) 「医のいちばんNEO(Mickey用)」	43
給付金・育英年金などをお支払いできない場合	48

保険料について

保障充実割引	54
保険料のお払い込み	55
保険料をまとめて払い込む方法	57
払込猶予期間とご契約の効力	58
効力を失ったご契約の復活	59
お払い込みが困難なときの継続方法	60
給付金・育英年金などの お支払いの際の保険料精算	63

ご契約後について

保障内容を見直す諸制度	66
解約と解約返還金	67
基準保険金額などの減額	69
契約者貸付制度	70
保険契約者・後継保険契約者の変更	71
通信先変更などの場合	72
契約者配当金	72
生命保険料控除	73
学資金・給付金・育英年金などの 税法上の取り扱い	74
保険証券の紛失または盗難の場合	75

会社・制度のご案内

当社の組織形態について	78
個人情報のお取り扱いについて	78
本人特定事項等の確認について	78
米国法「FATCA」について	78
契約内容登録制度・契約内容照会制度	79
支払査定時照会制度	80
保険金額などの削減	81
生命保険契約者保護機構	81

特約育英年金の現価	83
-----------	----

約款

「約款」の構成	86
---------------	----

5年ごと配当付こども学資保険

5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款	87
----------------------------	----

特約条項

5年ごと配当付育英年金特約	111
傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用)	123
こども新総合医療特約D(H22)	136
指定代理請求特約	150
特定障害不担保特約	156
団体年払・半年払取扱特約	157
準団体年払・半年払取扱特約	158
団体月払取扱特約	159
準団体月払取扱特約	161
保険料口座振替特約	163

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

(※)2014年6月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に
変更されることもあります。

ご契約に際して

保険のしくみ

学資金・給付金・育英年金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

目的別もくじ

■ご契約に際して

専門用語の意味がわからない

➡ 主な保険用語のご説明 **8**
ページ



主な保険用語をご説明しています。

申し込みの手続き方法を知りたい

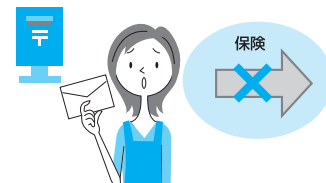
➡ ご契約お申し込み手続きの際の留意点 **14**
ページ



ご契約のお手続き方法とご留意いただきたいことをご説明しています。

申し込みを撤回したい

➡ クーリング・オフ制度
ご契約のお申し込みの撤回
またはご契約の解除 **15**
ページ



15日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

告知について知りたい

➡ 告知義務 **18**
ページ



ご契約に際しては過去の傷病歴、現在の健康状態や職業などをおたずねします。

保障の開始時期を知りたい

➡ ご契約の成立と保障の責任開始期 **20**
ページ



1回目の保険料を当社が受け取った時(告知の前に受け取った場合は告知の時)から保障が始まります。

保険のしくみや保障内容を知りたい

➡ 保険のしくみ **21** ~ **23**
ページ

➡ 学資金・給付金・育英年金
などのお支払い **25** ~ **51**
ページ



保険のしくみや学資金・給付金・育英年金などのお支払いについてご説明しています。

■保険料について

保険料の払い方を変えたい 保険料をまとめて払いたい

➡ 保険料のお払い込み **55**
ページ

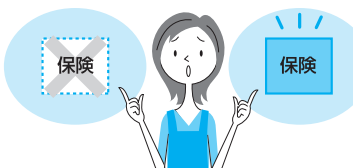
➡ 保険料をまとめて
払い込む方法 **57**
ページ



保険料のお払い込みの方法(経路・回数)を変更したり、保険料をまとめて払い込むことができます。

効力を失った契約を もとに戻したい

➡ 効力を失ったご契約の復活 **59**
ページ



保険料のお払い込みがなく効力がなくなった場合でも、もとに戻すことができます。

保険料の払い込みが 困難になった

➡ お払い込みが困難な
ときの継続方法 **60**
ページ

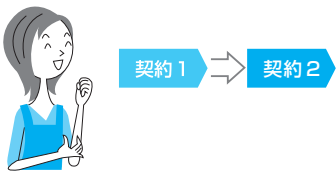


保険料のお払い込みが困難な場合でも、保障を継続させる方法があります。

■ご契約後について

保険の種類や内容を変更したい

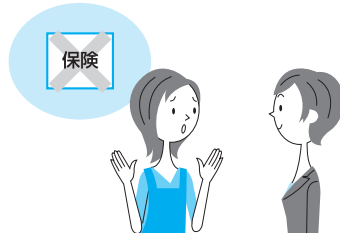
➡ 保障内容を見直す諸制度 **66** ページ



「転換」「特約の中途付加」など、保険の種類自体を変更したり、新たな特約を付けたりすることができます。

保険を解約したい

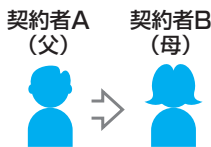
➡ 解約と解約返還金 **67** ページ



ご契約はいつでも解約することができます。

契約者や後継保険契約者を変更したい

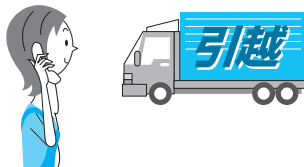
➡ 保険契約者・後継保険契約者の変更 **71** ページ



ご契約者や後継保険契約者を変更することができます。

住所が変わった・名前が変わった

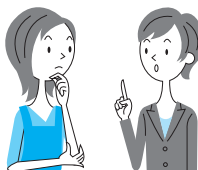
➡ 通信先変更などの場合 **72** ページ



住所・電話番号などのお客さま情報に変更があった場合や名義が変わった場合は、お手続きが必要です。

生命保険料控除について知りたい

➡ 生命保険料控除 **73** ページ



生命保険料の一定額が所得から控除される制度があります。

税金について知りたい

➡ 学資金・給付金・育英年金などの税法上の取り扱い **74** ページ



受け取る給付金などには、課税されるものと非課税となるものがあります。

給付金・育英年金をご請求の際

ご契約者や被保険者が亡くなられた場合、被保険者が入院や手術をされた場合には・・・

保険証券と「ご契約のしおり～約款」でご契約の内容をご確認ください



お支払事由に該当しているかご確認ください

➡ 学資金・給付金・育英年金などのお支払い **29**～**47** ページ

➡ 給付金・育英年金などをお支払いできない場合 **48**～**51** ページ

ご請求のお手続きの概要をご確認ください

➡ 学資金・給付金・育英年金などのご請求方法 **26**～**28** ページ

お手続きにあたりましては、担当の職員または
コンタクトセンターまで
ご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

主な保険用語のご説明

い 一括払 (いっかつばらい)

月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う 受取人 (うけとりんにん)

学資金・満期保険金・**給付金**・育英年金などを受け取る人のことをいいます。この保険ではご**契約者**（ご契約者死亡後は**後継保険契約者**）となります。

か 解約 (かいはく)

保険期間の途中で、ご**契約者**の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返還金 (かいはくへんかんばん)

ご契約を**解約**された場合などに、ご**契約者**にお支払いするお金のことをいいます。金額は、**主契約**・**特約の種類**、ご**契約年齢**、性別、**経過年数**などによって異なりますが、多くの場合、お払い込みいただいた**保険料**の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、解約返還金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかとなります。

き 給付金 (きゅうふきん)

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

例 入院給付金、手術給付金、障害給付金、死亡給付金 など

く クーリング・オフ制度 (くーりんぐ・おふせいど)

ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご**契約者**は、ご契約の申込日または**第1回保険料充当金**をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日（お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取り扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日 (けいはくおうとうび)

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。

例 契約日が2014年1月1日の場合
●月単位の契約応当日：2014年2月1日以降の毎月1日
●半年単位の契約応当日：2014年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日
●年単位の契約応当日：2015年以降毎年の1月1日

契約者 (けいはくしゃ)

⇒「**保険契約者**」の用語解説をご覧ください。

契約者貸付制度 (けいはくしゃかしつけせいど)

一時的に資金をご入用のときに、**解約返還金**の一定範囲内で貸し付けする制度のことをいいます。貸し付けできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

契約者配当金 (けいはくしゃはいとうきん)

毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご**契約者**に分配されるお金のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

契約内容照会制度 (けいはくないようしょうかいせいど)

保険契約などのお引き受けの判断または保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が保険契約などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度 (けいはくないようとうろくせいど)

保険契約のお引き受けの判断または保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢（けいやくねんれい）

ご契約者または被保険者の年齢を契約日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢のことをいいます。

例 39歳7か月のご契約者の契約年齢は40歳となります。

契約日（けいやくび）

保障開始の日（責任開始期の属する日）をいい、契約年齢、保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例 月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払い込みの場合
契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

現価（げんか）

将来の年金を、その年金の残余支払期間に応じて割り引いて計算した現在価値のことをいいます。

減額（げんがく）

基準保険金額などを減らすことをいいます。減額分は解約したものととして取り扱います。

こ 後継保険契約者（こうけいほけんけいやくしゃ）

ご契約者が死亡された場合、その死亡時に保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことをいいます。

告知義務（こくちぎむ）

ご契約のお申し込み、復活またはご契約者の変更に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や特約が解除されることがあります。

し 失効（しつこう）

猶予期間内に保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、学資金・満期保険金・給付金・育英年金などをお支払いできないことになります。失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

指定代理請求人（していだりせいきせうにん）

ご契約者が学資金・満期保険金・給付金・育英年金などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その学資金・満期保険金・給付金・育英年金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、ご契約者があらかじめ指定した方となります。

支払限度（しはらいげんど）

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 入院給付金の支払限度
1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度（しはらいていじしょうかいせいど）

保険金などのお支払いの判断または保険契約などの解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由（しはらいじゆう）

給付金・育英年金などが支払われる場合のことをいいます。

例 被保険者の死亡、入院、手術
ご契約者の死亡 など

主契約（しゅけいやく）

ご契約のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

診査（しんさ）

診査医扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士（生命保険協会の定める資格を有する者）の面接報告による方法などもあります。

す すえ置制度 (すえおきせいど)

学資金などの受取方法の一つで、お支払事由が生じた学資金などを当社にすえ置く制度のことをいいます。すえ置かれた学資金などには、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）による利息がつけられます。

せ 生命保険募集人 (せいめいほけんほしゅうにん)

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険面接士 (せいめいほけんめんせつし)

生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責任開始期 (せきにんかいしき)

ご契約の締結または復活に際しては、当社がご契約上の保障を開始する時をいい、ご契約者の変更に際しては、その変更の効力が生じた時をいいます。なお、復活またはご契約者の変更が行われたご契約においては、最後の復活またはご契約者の変更が行われた際の責任開始期とします。

責任準備金 (せきにんじゅんびきん)

将来の学資金・満期保険金・給付金・育英年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

前納 (ぜんのう)

年一括払契約の場合で、将来の保険料を2年分以上まとめてお払い込みいただくことをいいます。保険料の前納をされる場合、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。

た 第1回保険料充当金 (だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん)

ご契約のお申し込み時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

代理請求制度 (だいにせいきゅうせいど)

ご契約者が学資金・満期保険金・給付金・育英年金などを請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその学資金・満期保険金・給付金・育英年金などを請求できる制度のことをいいます。

立て替え (たてかえ)

⇒「保険料の自動貸付」の用語解説をご覧ください。

ち 中途付加 (ちゅうとふか)

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、新たな特約を付加することをいいます。

つ 積立配当金 (つみたてはいとうきん)

積み立てられた配当金のことをいいます。積立配当金は、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てます。

と 特定障害不担保 (とくていしょうがいふたんぽ)

特別条件の一つで、特定障害（所定の視力障害または聴力障害）に対して、保険料払込の免除や育英年金のお支払いを行わないことをいいます。

特別条件 (とくべつじょうけん)

ご契約者の健康状態や過去の病歴など、その症状が軽い場合や完治して一定年数が経過した場合などに、ご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特別配当 (とくべつはいとう)

長期間継続していただいたご契約に対して契約者配当金をお支払いすることがありますが、その契約者配当金のことを特別配当といいます。

特約 (とくやく)

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項 (とくやくじょうこう)

特約の約款のことをいいます。なお、普通保険約款と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

ね 年齢 (ねんれい)

⇒「保険年齢」の用語解説をご覧ください。

は 配当金 (はいとうきん)

⇒「契約者配当金」の用語解説をご覧ください。

払込期月（はらいこみきげつ）

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 契約応当日が4月1日の場合
保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払込猶予期間（はらいこみゆうよきかん）

⇒「**保険料払込の猶予期間**」の用語解説をご覧ください。

ひ 被保険者（ひほけんしゃ）

保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 普通保険約款（ふつうほけんやっかん）

主契約の**約款**のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と**特約条項**があります。

復活（ふっかつ）

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または**診査**をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間（ほけんきかん）

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に入院や死亡などの**支払事由**が発生した場合のみ、**給付金**・育英年金などのお支払いの対象となります。**保険料払込期間**とは必ずしも一致しません。

保険金（ほけんきん）

この保険では**被保険者**が満期を迎えられたときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（**保険料**のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。当社では保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の基準保険金額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度（ほけんねんど）

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以降順次、第2保険年度、第3保険年度、…と続きます。

保険年齢（ほけんねんれい）

契約年齢に年単位の**契約応当日**ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が2014年1月1日、契約年齢が40歳の場合
保険年齢は、2015年1月1日より41歳、2016年1月1日より42歳、…となります。

保険料（ほけんりょう）

保障の対価として、ご**契約者**から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

保険料が充当される期間のことをいいます。**保険料の払込方法（回数）**に応じて、それぞれの**契約応当日**から、つぎの**払込期月**の**契約応当日**の前日までの期間となります。

例

- 月払の場合：月単位の**契約応当日**からつぎの月単位の**契約応当日**の前日までの期間
- 半年一括払の場合：半年単位の**契約応当日**からつぎの半年単位の**契約応当日**の前日までの期間
- 年一括払の場合：年単位の**契約応当日**からつぎの年単位の**契約応当日**の前日までの期間

保険料の自動貸付（ほけんりょうのじどうかしつけ）

保険料のお払い込みがないまま**猶予期間**を過ぎた場合でも、所定の**解約返還金**があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に**保険料**をお立て替える制度です。

保険料の払込方法（回数）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう））

保険料の払込方法（回数）には、月払、半年一括払および年一括払があります。

保険料の払込方法（経路）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ））

保険料の払込方法（経路）には、口座振替によるお払い込み、所属する会社や官公署などの団体を通じてのお払い込み、送金によるお払い込みなどがあります。

保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。保険期間とは必ずしも一致しません。

保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)

保険料のお払い込みには猶予期間があります。保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

- 例
- 月払の場合：払込期月の翌月初日から末日まで
 - 年一括払・半年一括払の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

み 未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)

払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料で、まだ払い込まれていない保険料のことをいいます。

め 免責事由 (めんせきじゆう)

支払事由に該当された場合でも、給付金・育英年金などをお支払いできない特定の事由のことをいいます。

- 例
- ご契約者の故意による被保険者の死亡や入院 など

や 約款 (やっかん)

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

ゆ 猶予期間 (ゆうよきかん)

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧ください。

よ 予定死亡率 (よていしほりつ)

死亡率とは、多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合です。過去の統計をもとに死亡者数を予測して保険料を算定しますが、この計算に用いる死亡率のことを予定死亡率といいます。

予定利率 (よていりりつ)

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

ご契約に際して

- 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 14
- ご契約お申し込み手続きの際の留意点 14
- クーリング・オフ制度
（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除） 15
- 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ 16
- 現在のご契約の解約・減額を前提として
新たにご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ 17
- 告知義務 18
- ご契約の成立と保障の責任開始期 20

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまからお申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
 - ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 など

ご契約お申し込み手続きの際の留意点

ご契約のお申し込みから成立までのお手続きに際してご留意いただきたいことからは、つぎのとおりです。

1 お申し込み・告知

- ご契約の前に、「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご確認ください。「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報やご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- お申込内容を十分お確かめのうえ、ご契約者・被保険者ご自身でお手続きください。
- 告知^①は健康状態などをお知らせいただくものです。ご契約者（または被保険者）ご自身で正確にお答えください。

2 保険料のお払い込み

- 第1回保険料充当金などを現金にて当社の職員にお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。
- 第1回保険料充当金などをデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡りする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。なお、当社所定の領収証が必要な場合は、担当の職員または取扱支社までご連絡ください。

3 お申込内容のご確認

- ご契約が成立した場合^②には、「保険証券」などをお送りしますので、お申込内容などに間違いがないか必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに取扱支社までご連絡ください。



・ 保険証券はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

① 告知については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

② ご契約の成立については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）

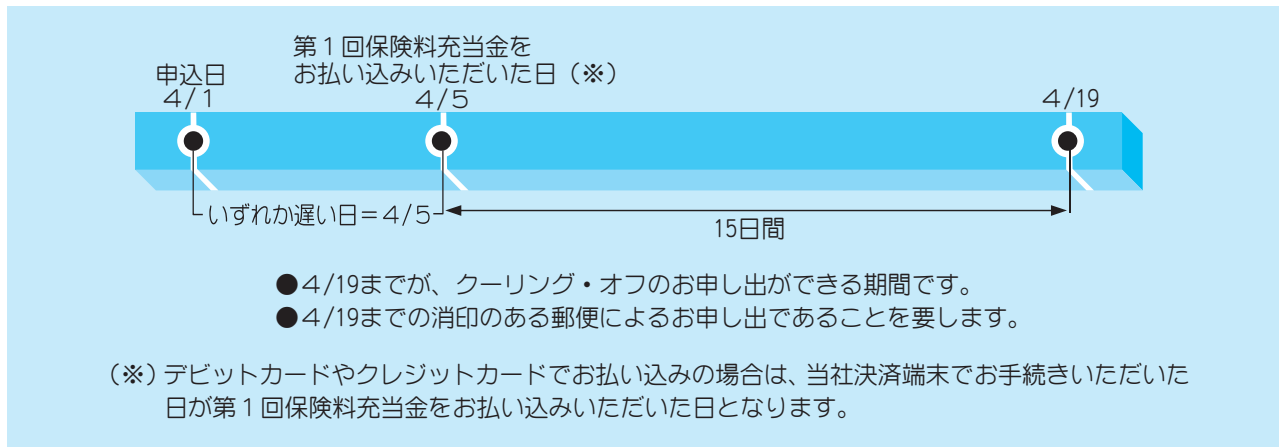
ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご契約者（以下「申込者など」といいます）は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金をお支払いいただいた日のいずれか遅い日（*）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回など」といいます）をすることができます。

（*）お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日とします。

1 お申し出方法

- お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面（封書、はがき）には、お申し込みの撤回などを旨を明記し、申込者などの氏名・住所および保険料充当金領収証の番号（表面左上）をご記入ください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお支払いいただいた場合または金融機関からお振り込みいただいた場合などには、保険料充当金領収証は交付していませんので、書面への保険料充当金領収証の番号のご記入は不要です。

■クーリング・オフの例



2 お申し込みの撤回などができない場合

- つぎの場合には、お申し込みの撤回などのお取り扱いができません。

- ①当社指定の医師による診査が終了した場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③ご契約の成立後に内容を変更（特約の中途付加など）される場合

3 その他

- お申し込みの撤回などがあった場合には、お支払いいただいた金額は申込者などに全額お返しします。
- 当社はお申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申し込みの撤回などの書面の発信時に給付金などのお支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが給付金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	図解	しくみと特長	留意事項
転換制度		<p>現在のご契約の責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。</p> <p>保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。</p>	<p>新しいご契約の保険料は、転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。</p> <p>現在のご契約は消滅します。</p>
終身保障変更制度		<p>現在ご契約の「終身保険」の一部の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。</p> <p>保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間などを変更することができます。</p>	<p>新しいご契約の保険料は、終身保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。</p> <p>現在ご契約の「終身保険」の一部は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。</p>
医療保障変更制度		<p>現在のご契約に付加されている入院関係特約の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の「無配当終身医療保険」の一部に充当する方法です。</p>	<p>新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。</p> <p>現在のご契約に付加されている入院関係特約は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。</p>
特約の中途付加		<p>現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。</p> <p>現在のご契約の保障内容や保障期間を変えずに、保障内容を充実させることができます。</p>	<p>付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただけます。</p>
特約変更		<p>現在のご契約に付加されている特約の一部を新しい特約に変更する方法です。</p>	<p>変更する前の特約の保険料のお払い込みは不要になりますが、新しい特約の保険料と継続する部分の保険料とあわせてお払い込みいただけます。</p>
追加契約		<p>現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。</p> <p>現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。</p>	<p>現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお払い込みいただけます。</p> <p>ご契約は2件になります。</p>

- 上記の方法のほか、保険金額・給付金額などを減額する方法や保険期間を変更する方法などがあります。
- 現在のご契約の種類や内容などによってはお取り扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法をご利用いただくかによって異なります。
- 転換制度、終身保障変更制度、医療保障変更制度をご利用の場合、保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査（または告知）が必要になります（ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります）。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約（特約）について解約、減額などの契約内容変更をされる際には、一般的に、つぎのような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 現在ご契約されている保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約のお引き受けができない場合があります（保険種類によっては告知義務がない場合があります）。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内（新たな保険契約が医療保障保険（個人型）の場合は1年以内）の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金・給付金などが支払われないことがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、現在ご契約の保険契約を減額された場合、元のご契約に戻す（復旧する）お取り扱いに制限を受けることがあります。

(約款第20条～第22条、第50条、各特約条項)

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。ご契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることごとについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。ただし、「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、ご契約者の告知は不要です。

1 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約のお申し込み、復活またはご契約者の変更に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2 告知の方法

- 当社指定の医師が診査を行う場合（診査医扱い）
まずご契約者（または被保険者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合がありますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますので、ご確認のうえご署名ください。
- 医師の診査に代える扱い
勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合には、ご契約者（または被保険者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。
- 診査を行わない場合（告知扱い）
ご契約者（または被保険者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- ・告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人（当社の医師以外の職員や募集代理店の担当者）や生命保険面接士にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴などがある場合のご契約のお引き受け

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、ご契約者および被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引き受けの判断を行っています。
- 傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加のくわしい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることもありますが、すべてお断りするものではなく、ご契約者については「特定障害不担保」の特別条件を付けてお引き受けすることや、告知いただいた傷病などによっては特別条件を付けずにお引き受けできる場合もあります。

4 告知内容が事実と異なる場合のご契約または特約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除し、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。ただし、当社がご契約または特約の締結、復活またはご契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因があることを知った日の翌日から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社がご契約または特約を解除することができません。

具体例

糖尿病の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合には、たとえ糖尿病により給付金などをお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社がご契約または特約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社がご契約または特約を解除することができます。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- ご契約または特約が解除された場合には、解除時点での解約返還金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。この場合、
 - ・2年経過後にも取消となることがあります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



- ・ご契約のお申し込み後または給付金などおよび保険料のお払い込みの免除のご請求があったときに、当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。

告知に関するご照会先

生命保険ご加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにてお問い合わせを承ります。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」についてご不明な点がある場合
- お身体の状態について告知すべきか判断に迷われる場合
なお、当社の職員・募集代理店の担当者は、告知内容についてご相談をお受けすること等はできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続またはご契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871 <通話料無料>

- *受付時間 9:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）
- *プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は必ずご契約者（または被保険者）ご本人さまからお願いいたします。
- *告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただきます。

ご契約の成立と保障の責任開始期

(約款第9条、第50条、各特約条項)

ご契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約をお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



(※) デビットカードやクレジットカードでお払い込みの場合は、当社決済端末でお手続きいただいた時が当社が第1回保険料充当金を受け取った時となります。

- 特別条件付のご契約は、特別条件のお取り扱いを記載した承諾書に署名していただいた場合に、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）にさかのぼって保障が開始されます。
- 「保険料払込の免除保障なしプラン」のご契約については、ご契約のお申し込みを当社が承諾した場合、「ご契約のお申し込み」および「第1回保険料充当金のお払い込み」がともに完了した時から保障が開始されます。
- 第1回保険料充当金を現金にて当社の職員にお払い込みいただく際には、当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）を必ずお受け取りください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。
- ご契約が成立した場合には、当社は「保険証券」をお送りし承諾の通知とします。「保険証券」はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

保険のしくみ

■ 5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」 22

5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」

1 しくみ

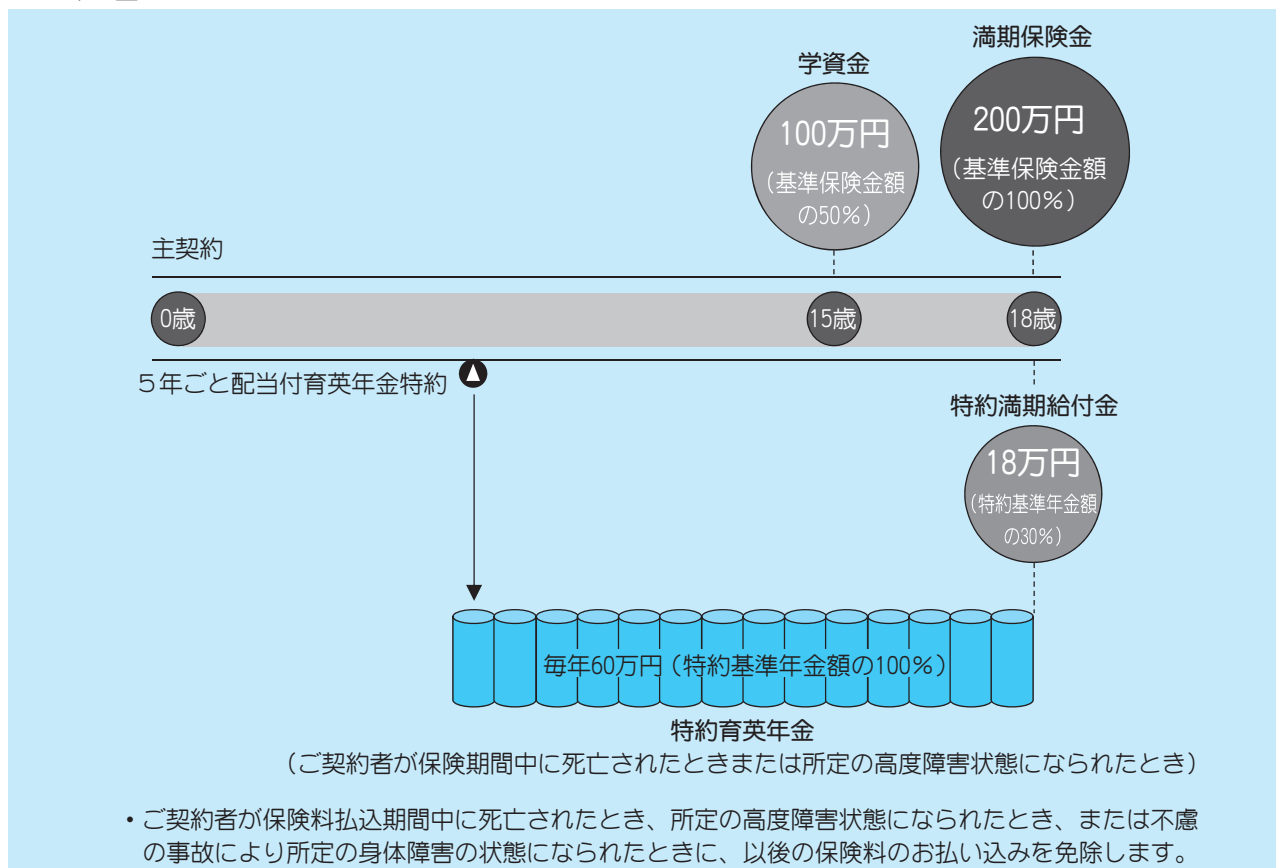
- この保険は、お子さま向けの保険で、被保険者が所定の年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存されているときに学資金をお支払いし、保険期間満了時に満期保険金をお支払いします。18歳満期または22歳満期のいずれかをご契約時に選択していただけます。
- この保険には、「保険料払込の免除保障ありプラン」および「保険料払込の免除保障なしプラン」があり、いずれかをご契約時に選択していただけます（「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合は、「保険料払込の免除不担保特則」を適用します）。「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合、ご契約者が死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、保険料払込の免除の保障はありません。
- 被保険者が保険期間中に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。
- 学資金は、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります。利率については当社ホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください）による利息をつけて自動的にすえ置きます。また、お申し出により学資金をすえ置かずにお支払いすることもできます。なお、立替金や貸付金がある場合には、学資金からそれらの額を差し引いた金額をすえ置きます。すえ置かれた学資金は、ご契約者から支払請求があったとき、または、ご契約が消滅したときにお支払いします。
- 5年ごと配当付育英年金特約を付加することにより、ご契約者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに特約育英年金をお支払いします。また、被保険者が死亡されたときに特約死亡給付金を、保険期間満了時に生存されているときに特約満期給付金をお支払いします。なお、ご契約者を祖父母とし被保険者をお孫さまとする場合、主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合および「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合には、5年ごと配当付育英年金特約の付加は取り扱いません。
- その他、被保険者の入院や手術などを保障する災害・疾病関係特約を付加することができます。この場合、特約の保険期間および保険料払込期間は主契約の保険期間および保険料払込期間と同一です。
- 主契約が消滅した場合、各特約は消滅します。

2 ご契約例

5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」（保険料払込の免除保障ありプラン）

- ご契約者 30歳
- 基準保険金額 200万円
- 被保険者（お子さま）0歳
- 5年ごと配当付育英年金特約 特約基準年金額 60万円
- 18歳満期

■しくみ図



3 後継保険契約者について

(約款第29条、第30条)

- 「後継保険契約者」とは、ご契約者が死亡された場合、その死亡時に保険契約上の一切の権利義務を承継し、学資金・満期保険金などを受け取る人のことをいいます。「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、ご契約者の死亡後は、後継保険契約者が保険料をお払い込みください。ご契約者が死亡されたときは、すみやかに担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。
- ご契約者は、ご契約の締結の際に、被保険者、被保険者の父母、被保険者の2親等内のその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定してください。

4 保険料払込の免除不担保特則

(約款第50条)

- 「保険料払込の免除不担保特則」を適用した場合（「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合）の取り扱いはずつぎのとおりです。
 - ・保険料払込の免除の保障はありません。ご契約者の死亡後は、後継保険契約者が保険料をお払い込みください。
 - ・ご契約者の告知は不要です。
 - ・この特則の適用を停止すること（「保険料払込の免除保障ありプラン」への変更）はできません。なお、「保険料払込の免除保障ありプラン」から「保険料払込の免除保障なしプラン」に変更することもできません。
 - ・5年ごと配当付育英年金特約の付加は取り扱いません。

5 出生前加入特則

(約款第41条～第48条)

- お子さまがお生まれになる前であっても、「出生前加入特則」を適用すれば出産予定日の140日前からご契約いただけます。ただし、この場合は災害・疾病関係特約は付加できません。
- 5年ごと配当付育英年金特約を付加された場合で、お子さまの出生前に特約育英年金のお支払事由が生じたときは、お子さまがお生まれになった時から特約育英年金をお支払いします。
- 双子など複数のお子さまがお生まれになったときは、戸籍上先順位のお子さまを被保険者とします。なお、ご契約時に、複数のお子さまがお生まれになることが予定されている場合、戸籍に記載される順序をあらかじめ指定されることにより、将来被保険者となるお子さまを指定することもできます。
- 流産または死産などの場合には、ご契約を無効としすでにお払い込みいただいた保険料をお返しします。この場合、ご契約は消滅します。



- ・お子さまがお生まれになったときは、すみやかに担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。災害・疾病関係特約の中途付加を希望される場合には、あわせてお申し出ください。ただし、保険料の前納をご利用いただいたときは、前納期間中途での特約の中途付加はお取り扱いできません。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

学資金・給付金・育英年金 などのお支払い

- 学資金・給付金・育英年金などのご請求方法 26
- 5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】 29
- 5年ごと配当付育英年金特約 36
- 傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用) 38
- こども新総合医療特約D(H22)「医のいちばんNEO(Mickey用)」 ... 43
- 給付金・育英年金などをお支払いできない場合 48

学資金・給付金・育英年金などのご請求方法

学資金・給付金・育英年金などのお支払事由に該当された場合、給付金などのお支払いの可能性があると
思われる場合、ご不明な点が生じた場合などには、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡く
ださい。

1 ご請求手続きについて

ご請求手続きについては、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」
に詳しく記載しています。

- どのような場合に給付金などが支払われるかは、29ページ～47ページをご覧ください。なお、日本国外で死亡された
場合や入院・手術をされた場合などでも、国内と同様に約款の規定にもとづき給付金などをお支払いしますので、ご
請求ください。
- 給付金などのご請求には時効があります。給付金、育英年金、解約返還金、保険料払込の免除などのご請求の権利は、
3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。

■給付金などの支払時期

給付金などは請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて5営業日（※2）以内にお支払いしま
す。ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、つぎのとおりとしま
す。

給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合		お支払期限（※3）
①給付金などをお支払い するための確認が必要 な場合	<ul style="list-style-type: none">・給付金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場 合・給付金などの免責事由に該当する可能性がある場合・告知義務違反に該当する可能性がある場合・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性 がある場合	請求書類が当社に到着した 日（※1）の翌日からその 日を含めて45日以内
②上記①の確認を行うた めの特別な照会や調査 が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 が必要な場合・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学 技術的な特別な調査、分析または鑑定が必要な場合・ご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金な どの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事 手続が開始されたことが報道等で明らかである場合に おける、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果につい ての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照 会が必要な場合・日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した 日（※1）の翌日からその 日を含めて180日以内

（※1）営業日でない場合は、翌営業日とします。なお、請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当
社に到着した日をいいます。

（※2）営業日とは、以下の日を除く日をいいます。（2014年6月現在）

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

（※3）ご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金などの受取人などが、正当な理由がなく確認等を妨げ、ま
たは確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は
給付金などをお支払いしません。

■給付金などの請求訴訟

給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社所在
地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2 代理請求制度

(指定代理請求特約条項)

ご契約者が「指定代理請求特約」を付加された場合、ご契約者が受取人となる給付金などの代理請求を取り扱います。

①代理請求の対象となる給付金など

主契約・特約	代理請求の対象となる給付金などの種類
5年ごと配当付こども学資保険	学資金、満期保険金、死亡給付金、ご契約者が所定の高度障害状態に該当した場合または不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当した場合の保険料払込の免除
5年ごと配当付育英年金特約	ご契約者が所定の高度障害状態に該当した場合の特約育英年金、特約満期給付金、特約死亡給付金
傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）	災害保険金、障害給付金
こども新総合医療特約D（H22）	災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、放射線治療給付金
—	契約者配当金

・上表の代理請求の対象となる給付金などについては、すえ置かれたものを含みます。

②代理請求できる場合

●ご契約者が受取人となる給付金などのお支払事由が生じた場合、その受取人が給付金などを請求できないつぎの特別な事情があるときは、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。

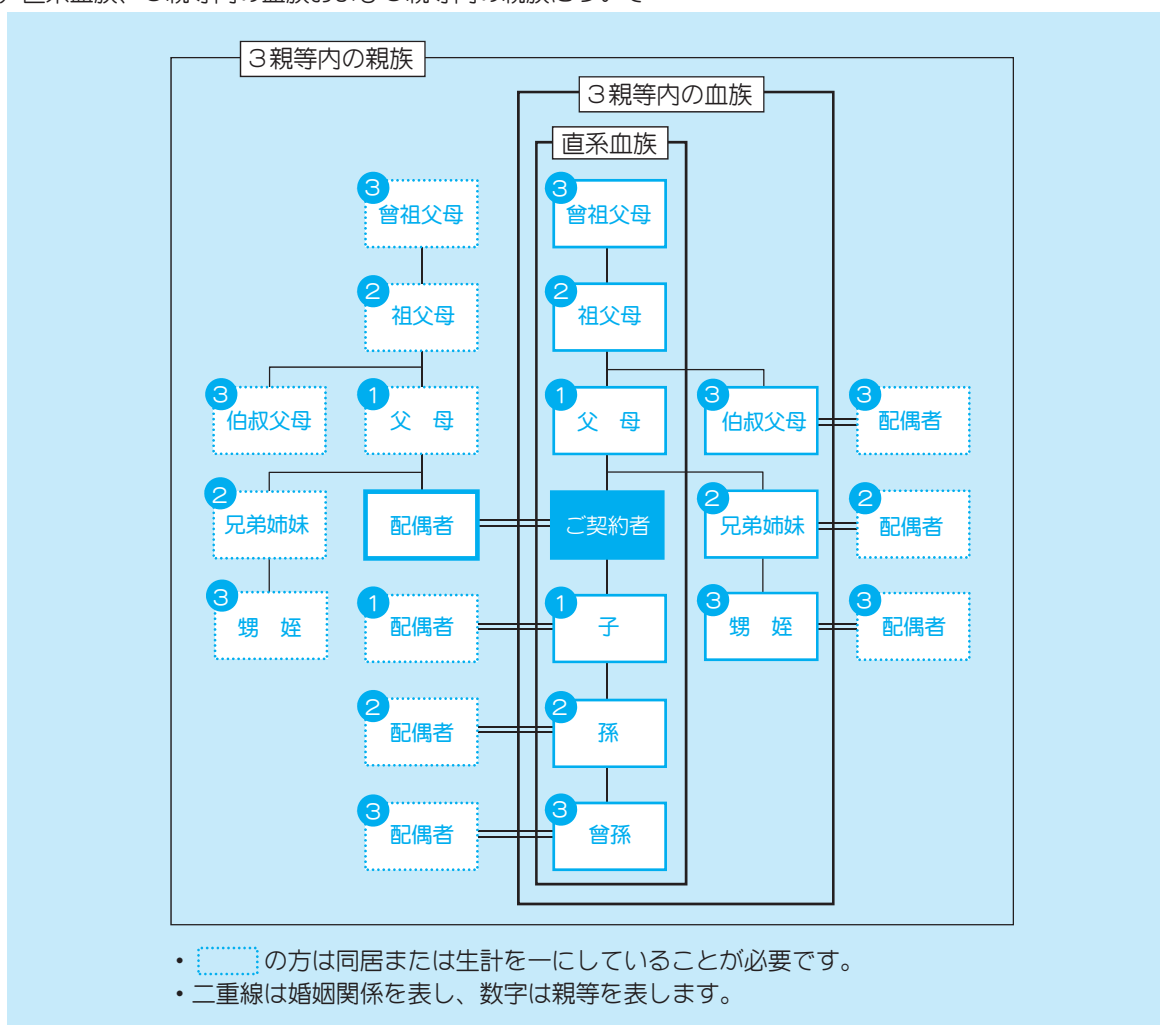
・ご契約者が、精神上的の障害により判断能力を欠く常況にあるため、給付金などを請求できないとき など

③代理請求できる方

●給付金などを代理請求できる方は、つぎのとおりとします。ただし、故意に給付金などのお支払事由を生じさせた方または故意にご契約者を給付金などの請求ができない状態に該当させた方を除きます。

- ・ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) ご契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) ご契約者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) ご契約者と同居または生計を一にしているご契約者の3親等内の親族（※1）
 - (4) (3) 以外でご契約者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) ご契約者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4) または (5) と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- ・上記に該当する方がいない場合には、後継保険契約者。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) ご契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) ご契約者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) ご契約者と同居または生計を一にしている方

(※1) 直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族について



④代理請求のその他の留意点

- 万一の際に備え、お支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人、後継保険契約者にお伝えください。
- 指定代理請求人または後継保険契約者の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な給付金などがあっても、変更を行う前の指定代理請求人または後継保険契約者による給付金などの代理請求は取り扱いません。
- 給付金などの受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます）に給付金などをお支払いしたときは、その後給付金などの請求を受けても、当社は重複してのお支払いはしません。
- 代理請求人に給付金などをお支払いした後、ご契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんので、ご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。
- 代理請求人から給付金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。
- ご契約者は当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】

1 学資金・満期保険金・死亡給付金のお支払い

被保険者が所定の年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存されているときに学資金を、保険期間満了時に生存されているときに満期保険金を、保険期間中に死亡されたときに死亡給付金をお支払いします。

お支払いする学資金・保険金・給付金		お支払いする場合	お支払額	受取人
学資金	18歳満期	被保険者が満15歳（誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満14歳）に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存されているとき	基準保険金額の50%	ご契約者（ご契約者死亡後は後継保険契約者）
	22歳満期	被保険者が満18歳（誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満17歳）に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存されているとき	基準保険金額の100%	
満期保険金		被保険者が保険期間満了時に生存されているとき	基準保険金額と同額	
死亡給付金		被保険者が保険期間中に死亡されたとき	基準保険金額に対する月払保険料×経過月数（※1）	



- 死亡給付金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡給付金をお支払いする場合があります。

- （※1）「基準保険金額に対する月払保険料」とは、主契約の保険料のことをいい、特約（「5年ごと配当付育英年金特約」「傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）」「こども新総合医療特約D（H22）」）の保険料は含みません。
- 「経過月数」は、保険料払込期間中は「ご契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数」とし、保険料払込期間満了後は「ご契約日から保険料払込期間の満了日までの月数」とします。
 - 基準保険金額の減額またはご契約者の変更が行われた場合には、ご契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準保険金額およびご契約者であったものとして計算します。

2 保険料のお払い込みの免除（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）

「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合、ご契約者が死亡されたとき、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、保険料払込の免除の保障はありません。

保険料払込の免除	保険料のお払い込みを免除する場合
保険料払込の免除	ご契約者が保険料払込期間中に死亡されたとき
	ご契約者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に、対象となる高度障害状態（※1）に該当されたとき
	ご契約者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（※2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、保険料払込期間中に、対象となる身体障害の状態（※3）に該当されたとき

- 主契約の保険料のお払い込みが免除された場合、付加されている特約の保険料のお払い込みも免除されます。



- ・対象となる高度障害状態および身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- ・保険料のお払い込みが免除された場合、基準保険金額などの減額、ご契約者の変更および転換はお取り扱いできません。
- ・重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて保険料のお払い込みを免除する場合があります。
- ・責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約の締結、復活またはご契約者の変更の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

(※1) 対象となる高度障害状態はつぎのとおりです。

■高度障害状態の例

両眼の視力を永久に喪失	言語またはそしゃくの機能を永久に喪失	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	両腕について、手首を切断、または機能を永久に喪失
両足について、足首を切断、または機能を永久に喪失	片方の手首を切断、かつ、片方の足首を切断または片方の足の機能を永久に喪失	片方の腕の機能を永久に喪失かつ片方の足首を切断	

■約款抜粋

【5年ごと配当付こども学資保険 表2、5年ごと配当付育英年金特約 表1】

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 音声構成機能障害で、つぎの(A)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合 (A) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1" data-bbox="917 1747 1412 1982"> <tr> <td>口唇音</td> <td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td> </tr> <tr> <td>歯舌音</td> <td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td> </tr> <tr> <td>口蓋音</td> <td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td> </tr> <tr> <td>喉頭音</td> <td>は行音</td> </tr> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
	③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 <table border="1" data-bbox="863 600 1433 1167"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td> <td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td> </tr> <tr> <td>2. 排便</td> <td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>3. 排尿</td> <td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td> <td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td> </tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td> <td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td> </tr> <tr> <td>6. 起居</td> <td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td> </tr> <tr> <td>7. 歩行</td> <td>立った状態から歩くこと</td> </tr> <tr> <td>8. 入浴</td> <td>一般家庭浴槽に出入りすること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
両下肢を足関節以上で失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。																		
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

(※2) 対象となる不慮の事故はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【5年ごと配当付こども学資保険 別表2、傷害特約D(5年ごと配当付こども学資保険用) 別表2、こども新総合医療特約D(H22) 別表2】

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(いずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの) (2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの) (3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの) (4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

(※3) 対象となる身体障害の状態はつぎのとおりです。

■約款抜粋

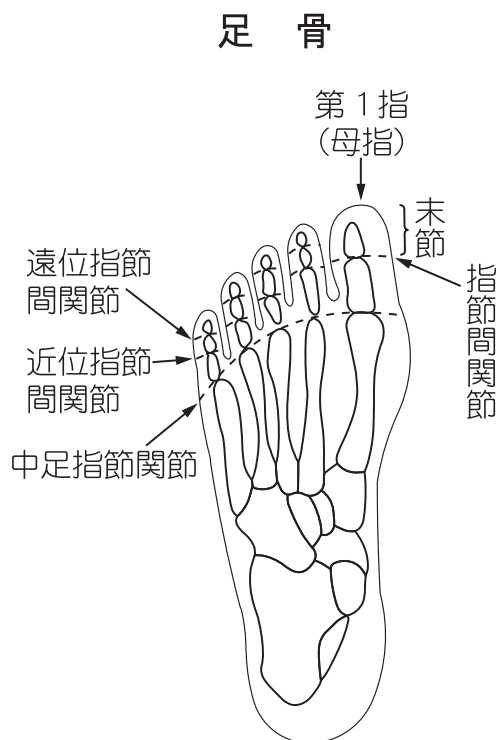
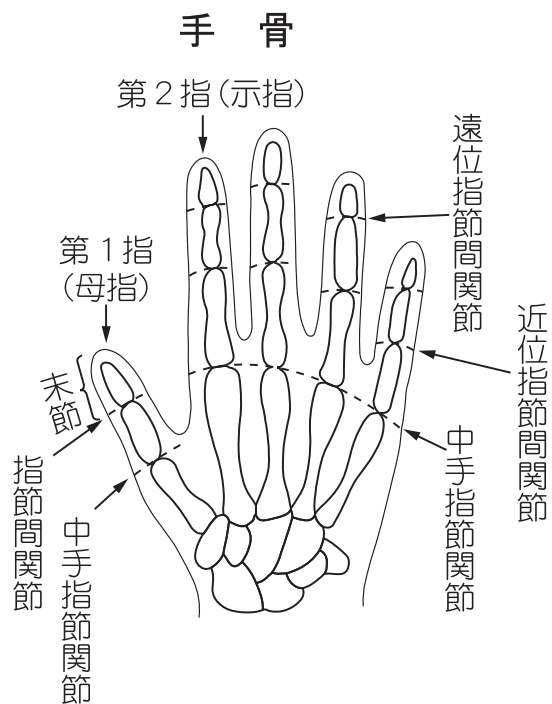
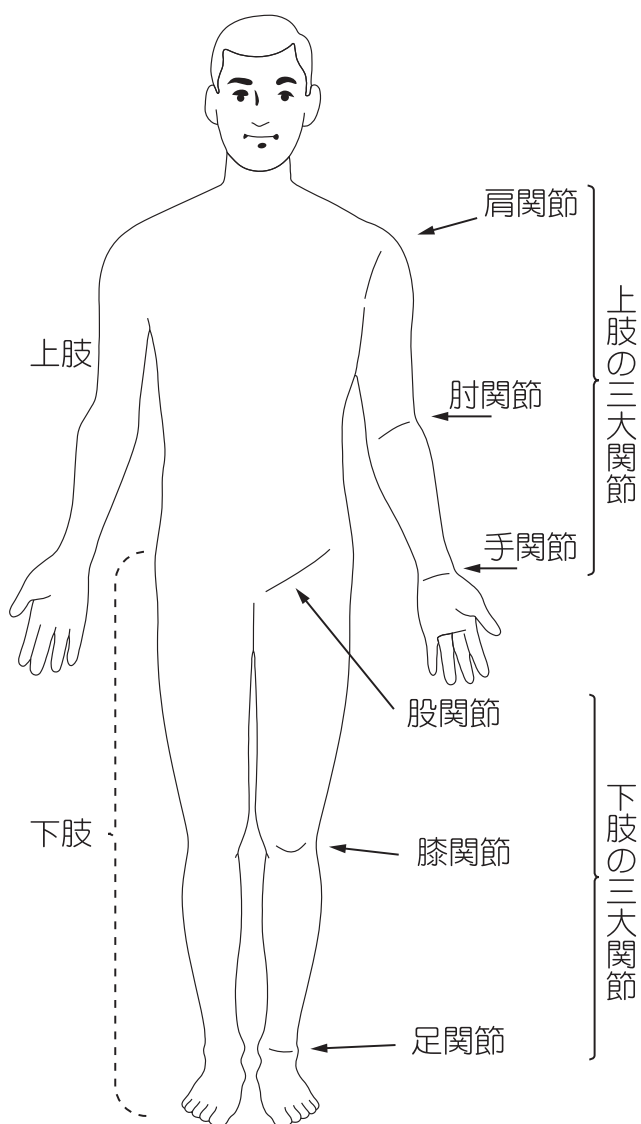
【5年ごと配当付こども学資保険 表3】

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1下肢を足関節以上で失ったもの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の5手指を失ったもの	
1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	

対象となる身体障害の状態	備考
10手指の用を全く永久に失ったもの	<p>「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



ご契約に際して

保険のしくみ

学資金・給付金・育英年金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

5年ごと配当付育英年金特約

ご契約者が死亡されたときまたは所定の高度障害状態になられたときに特約育英年金をお支払いします。また、被保険者が保険期間満了時に生存されているときに特約満期給付金を、死亡されたときに特約死亡給付金をお支払いします。

お支払いする年金・給付金	お支払いする場合	お支払額	受取人
特約育英年金	●第1回特約育英年金 ご契約者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約基準年金額	後継保険契約者
	●第2回以後の特約育英年金 ご契約者が死亡されたことにより第1回特約育英年金が支払われた場合、この特約の保険期間中に限り第1回特約育英年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日に支払います。		
	●第1回特約育英年金 ご契約者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に、 対象となる高度障害状態^① に該当されたとき		ご契約者
	●第2回以後の特約育英年金 ご契約者が高度障害状態に該当されたことにより第1回特約育英年金が支払われた場合、この特約の保険期間中に限り第1回特約育英年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日に支払います。		
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存されているとき	特約基準年金額の30%	ご契約者（ご契約者死亡後は後継保険契約者）
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡されたとき	特約基準年金額に対する月払保険料×経過月数（※1）	ご契約者（ご契約者死亡後は後継保険契約者）

- 出生前加入特約が適用された場合で、被保険者の出生前に特約育英年金のお支払事由が生じたときは、出生日を第1回特約育英年金の支払日とし、第2回以後の特約育英年金は、第1回特約育英年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日にお支払いします。
- 特約育英年金の支払開始後に被保険者が死亡された場合、特約育英年金の未支払分があれば、**その現価^②**を一時金でお支払いします。この場合、ご契約は被保険者が死亡された時に消滅します。
- ご契約者が死亡されたことにより第1回特約育英年金のお支払事由が生じた場合で、その後に後継保険契約者（被保険者と異なる方）が死亡されたときは、新たな後継保険契約者となる被保険者を特約育英年金の受取人とします。
- ご契約者が高度障害状態に該当されたことにより第1回特約育英年金のお支払事由が生じた場合で、その後にご契約者が死亡されたときは、後継保険契約者を特約育英年金の受取人とします。
- 特約育英年金の支払開始後、その受取人は将来の特約育英年金の受け取りにかえて、**特約育英年金の現価^②**を一括して受け取ることができます。この場合、特約育英年金部分は消滅します。

① **対象となる高度障害状態**については、「5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】」の「2 保険料のお払い込みの免除（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）」の（※1）（30ページ）をご参照ください。

② **特約育英年金の現価**については、「特約育英年金の現価」（83ページ）をご参照ください。



- 対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- 特約育英年金のお支払事由に複数該当した場合でも、特約育英年金は重複してはお支払いしません。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、この特約の締結、復活またはご契約者の変更の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

(※1)・「経過月数」は、「ご契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数」とします。

- 特約基準年金額の減額またはご契約者の変更が行われた場合には、ご契約の締結時から、被保険者の死亡時の特約基準年金額およびご契約者であったものとして計算します。

傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）

被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡されたときに災害保険金を、不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときに障害給付金をお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
災害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故 ①による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に死亡されたとき	災害保険金額	—	ご契約者(*)
	被保険者が責任開始期以後に発病した所定の感染症（※1）を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡されたとき			
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故 ①による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表（※2）のいずれかの身体障害の状態に該当されたとき	身体障害の状態に応じて災害保険金額の10%～100%（※3）	支払割合を 通算して 100%	

（*）ご契約者死亡後は後継保険契約者とします。



- ・対象となる身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。
- ・災害保険金をお支払いする場合に、災害保険金のお支払い原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金をすでにお支払いしているときは、災害保険金からその障害給付金の額を差し引きます。
- ・災害保険金をお支払いした場合には、そのお支払い後に、災害保険金のお支払い原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求をいただいても、お支払いしません。

（※1）対象となる感染症はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）別表3】

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04

（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）

① 不慮の事故については、「5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】」の「2 保険料のお払い込みの免除（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）」の（※2）（32ページ）をご参照ください。

(※2) 身体障害の種目および給付割合表はつぎのとおりです。

■約款抜粋

【傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）表1】

等級	身体障害の種目		給付割合
第1級	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1
	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考4
	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	⇒備考6
	4	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両上肢を手関節以上で失ったもの (2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	5	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両下肢を足関節以上で失ったもの (2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	6	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	7	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	⇒備考7
第2級	8	1上肢および1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	9	つぎのいずれかに該当するもの (1) 10手指を失ったもの (2) 10手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	—
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2
第3級	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1
	13	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失ったもの (2) 1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	14	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	15	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	⇒備考8
	16	10足指を失ったもの	⇒備考9
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	⇒備考5
	18	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	⇒備考1
第4級	19	言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考4
	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	⇒備考6
	21	1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	22	1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	23	1下肢が永久に5cm以上短縮したもの	—

ご契約に際して

保険のしくみ

学資金給付金・育英年金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

等級	身体障害の種目		給付割合	
	24	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	⇒備考8	30%
	25	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考9	
第5級	28	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	15%
	29	1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	30	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を失ったもの (2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	⇒備考8	
	31	1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考2	
	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考3	
36	脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	⇒備考5		
第6級	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	10%
	38	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	39	1下肢が永久に3cm以上短縮したもの	—	
	40	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指(母指)または第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったもの (3) 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指または3手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	41	1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	⇒備考8	
	42	1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	⇒備考9	
	43	1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	

備考

1. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上(40cmをこえると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

3. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

- ① 語音構成機能障害で、つぎの(A)から(I)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
- (A) いずれの口唇音についても発音ができない状態
 - (I) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
 - (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
 - (I) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん
喉頭音	は行音

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。

① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合

(3) 「脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

6. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

(1) 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの1から8までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目	行為
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
7. 歩行	立った状態から歩くこと
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
- (4) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節間関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
 - ② 中足指節間関節または近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合

- (※3) ・身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表(※2)のいずれか1種目のみに該当する場合は〔災害保険金額〕×〔その該当する種目に対応する給付割合〕とし、2種目以上に該当する場合は、その該当する各種目ごと（身体の同一部位(※)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみとします）に計算した金額を合計します。
- ・すでに身体障害の種目および給付割合表(※2)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(※)に新たな身体障害が生じたときは、すでにあつた身体障害を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、すでにあつた身体障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いた割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、お支払額を計算します。
- (※) 身体の同一部位についてはつぎのとおりです。

■約款抜粋

【傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）表2】

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表1の第1級の4の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表1の第1級の5の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表1の第1級の6もしくは7または第2級の8の障害に該当する場合には、1上肢と1下肢を同一部位とします。
- (9) 表1の第2級の9の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表1の第2級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または1上肢と1下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11) 表1の第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

こども新総合医療特約D（H22）「医のいちばんNEO（Mickey用）」

被保険者が傷害もしくは疾病により入院されたとき、手術を受けられたとき、または放射線治療を受けられたときに給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
災害入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した 不慮の事故 ^① による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始し、かつ、この特約の保険期間中に1日以上入院されたとき（※1）	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院について60日または120日、通算1,095日（※3）	（）契約者（*）
疾病入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として、この特約の保険期間中に1日以上入院されたとき（※1）	入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院について60日または120日、通算1,095日（※3）	
手術給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に、病院または診療所（※2）においてつぎの（1）または（2）のいずれかに該当する手術を受けられたとき （1）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます）。ただし、つぎに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 オ. 涙点プラグ挿入術 カ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術 キ. 抜歯手術（※4） （2）先進医療に該当する診療行為。ただし、診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。（※5）	<ul style="list-style-type: none"> 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けられたとき 入院給付金日額の20倍 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中以外に受けられたとき 入院給付金日額の5倍 （※6）	通算限度なし	

① **不慮の事故**については、「5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」【主契約】」の「2 保険料のお払い込みの免除（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）」の（※2）（32ページ）をご参照ください。

お支払いする給付金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人
放射線治療給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に、病院または診療所（※2）においてつぎの（1）または（2）のいずれかに該当する放射線治療を受けられたとき （1）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※7） （2）先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為（※5）	入院給付金日額の10倍（※8）	通算限度なし	（）契約者（*）

（*）ご契約者死亡後は後継保険契約者とします。



- 手術給付金および放射線治療給付金の対象となる先進医療については、厚生労働大臣が定める先進医療のうち手術または放射線治療に該当するものに限るなどの制限があります（※5）。
- 責任開始期前に生じた傷害もしくは疾病により、入院、手術または放射線治療をした場合でも、責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院、手術または放射線治療は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により、入院、手術または放射線治療をした場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により、入院、手術または放射線治療をしたものとみなして取り扱います。
- 法令などの改正または医療技術の変化が、手術給付金または放射線治療給付金のお支払事由に関する規定に影響を及ぼすと当社が認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなくお支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

- （※1）・「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療（柔道整復師による施術を含みます）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（※2）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しないときは、災害入院給付金および疾病入院給付金をお支払いできません。
- 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。
 - 「入院の日数が1日となる入院」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
 - 災害入院給付金および疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合は、災害入院給付金を優先してお支払いします（疾病入院給付金は重複してお支払いしません）。
 - 疾病入院給付金については、不慮の事故以外の外因による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始された入院および異常分娩（*）のための入院を疾病の治療を目的とする入院に含みます。

（*）平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のもので、かつ、分娩によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	○10～○16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	○20～○29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
分娩の合併症	○60～○75
分娩（単胎自然分娩（○80）は除く）	○81～○84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	○85～○92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99

- ・災害入院給付金については、2以上の不慮の事故により災害入院給付金のお支払事由に該当する入院を開始した場合、または災害入院給付金のお支払事由に該当する入院中に異なる不慮の事故により災害入院給付金のお支払事由に該当した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなします。
 - ・疾病入院給付金については、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- (※2)・「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます）またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。
- (※3)・お支払限度については、この特約の締結の際、ご契約者が指定された入院給付金の支払限度の型によりつぎのとおりとなります。なお、指定された入院給付金の支払限度の型を変更することはできません。

入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についてのお支払限度	通算お支払限度
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日

- ・災害入院給付金については、不慮の事故により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。
- ・疾病入院給付金については、疾病により、1日以上入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、各入院について日数を合算し1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については新たな入院とします。

■疾病による複数回入院の例（60日型の場合）

ケース1

疾病Aにより20日入院後、退院日の翌日から数えて120日以内に、疾病Bで入院した場合

入院①とあわせて1回の入院とみなすため、入院①と入院②について日数を合算して60日が支払限度となります。したがって、入院②については40日分のみお支払いの対象となります。

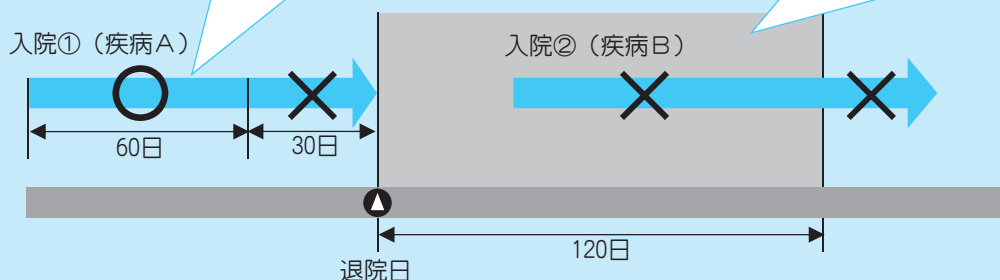


ケース2

疾病Aにより90日入院後、退院日の翌日から数えて120日以内に、疾病Bで入院した場合

60日分のみお支払いします。60日を超えた分はお支払いできません。

入院①とあわせて1回の入院とみなすため、60日限度お支払済みとなります。したがって、入院②については全期間お支払いできません。



- (※4) ・「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
- ・「医科診療報酬点数表」、「歯科診療報酬点数表」とは手術を受けられた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。
- ・レーザー屈折矯正手術（レーシック）などについては医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術ではないため、手術給付金のお支払いの対象となりません。（2014年3月現在）
- ・輸血、造血幹細胞採取、造血幹細胞移植、術中術後自己血回収術などについては医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。（2014年3月現在）
- ・臓器穿刺および組織採取などについては医科診療報酬点数表において検査料の算定対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。（2014年3月現在）
- ・持続的胸腔ドレナージおよび留置カテーテル設置などについては医科診療報酬点数表において処置料の算定対象となるため、手術給付金のお支払いの対象となりません。（2014年3月現在）
- (※5) ・「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けられた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り）をいいます。
- ・先進医療は、その医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状など）があらかじめ決められています。
- ・お支払いの対象となる先進医療については、[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください。
- (※6) ・災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院には、1回の入院についての支払限度または通算支払限度を超えて入院したことにより、災害入院給付金および疾病入院給付金が支払われない入院を含みます。
- ・手術後に休憩室・回復室・診察ベッド等で安静を取られたなどの場合でも外来扱いの場合は、災害入院給付金および疾病入院給付金のお支払いの対象とならないため、お支払額は入院給付金日額の5倍となります。
- ・お支払いの対象となる手術を同じ日に2以上受けられた場合は、手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

- 「医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為(*)」を受けられた場合、初日に受けられた診療行為のみが手術に該当し、お支払いの対象となります。

(*) 手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

最新の内容については、[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)をご覧ください。
 なお、2014年3月現在の医科診療報酬点数表において、該当となる手術はつぎのとおりです(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)。

大動脈バルーンパンピング法(IABP法)、人工心肺、経皮的な心肺補助法、補助人工心臓、植込型補助人工心臓(拍動流型)、植込型補助人工心臓(非拍動流型)

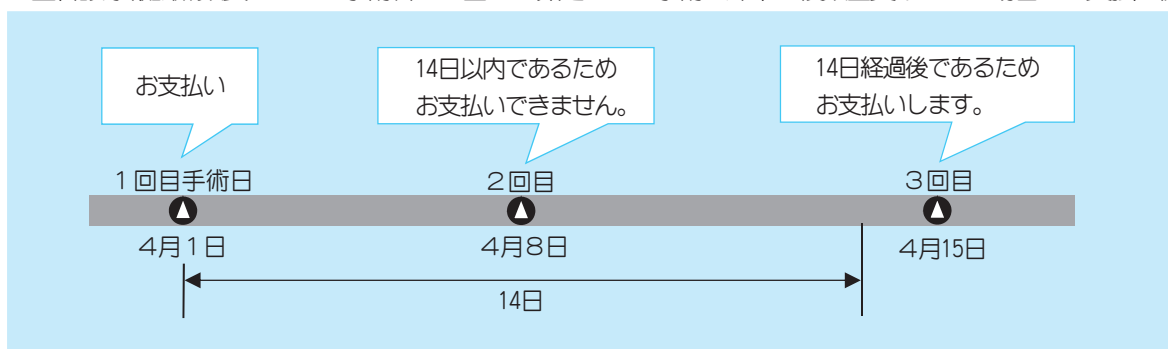
- 「医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(*)」を複数回受けられた場合、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

(*) 手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

最新の内容については、[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)をご覧ください。
 なお、2014年3月現在の医科診療報酬点数表において、該当となる手術はつぎのとおりです(医科診療報酬点数表の改定により変更されることがあります)。

皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術、組織拡張器による再建手術、難治性骨折電磁波電気治療法、難治性骨折超音波治療法、超音波骨折治療法、体外衝撃波疼痛治療術、網膜光凝固術、鼓膜穿孔閉鎖術、乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術、食道・胃静脈瘤硬化療法、内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術、下肢静脈瘤手術(硬化療法)、胸水・腹水濾過濃縮再静注法、体外衝撃波胆石破碎術、肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法、肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法、体外衝撃波腎・尿管結石破碎術、尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術、経尿道的な前立腺高温度治療、焦点式高エネルギー超音波療法

■医科診療報酬点数表において手術料が1回のみ算定される手術を外来で複数回受けられた場合のお支払い例



- 手術給付金のお支払事由に該当する同一の手術を複数回受けられた場合で、かつ、その手術が先進医療に該当する診療行為であるときは、手術を受けられた日から14日間については、手術給付金の金額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- (※7) 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。
- 「医科診療報酬点数表」とは放射線治療を受けられた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められているものをいいます。
- 血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではない(輸血用血液に対して放射線照射を行う)ため、放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。
- (※8) お支払いの対象となる放射線治療を同じ日に2以上受けられた場合は、1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。
- お支払いの対象となる放射線治療を受けられた場合で、その放射線治療が、放射線を常時照射する治療(放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます)であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けられたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金をお支払いします。この場合、その1回の放射線治療については、その放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けられた場合、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日から60日間については、放射線治療給付金をお支払いしません。

給付金・育英年金などをお支払いできない場合

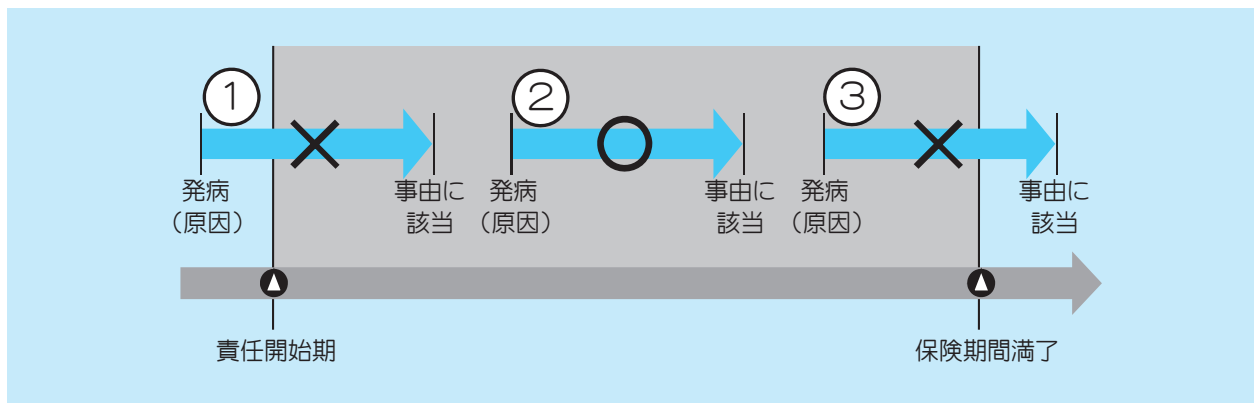
給付金・育英年金など（以下「給付金など」といいます）をお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合があります。給付金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1 支払事由、保険料払込の免除事由に該当しない場合の例 責任開始期前の傷害や疾病を原因とする場合

- 給付金などのお支払いについては、その要件を「支払事由^①」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、給付金などのお支払いはできません。また、保険料のお払い込みの免除についても、その要件である「保険料払込の免除事由^②」に該当しない場合には、保険料のお払い込みの免除はできません。
- 給付金など（死亡給付金・ご契約者の死亡による育英年金などを除きます）のお支払いおよび保険料のお払い込みの免除（ご契約者の死亡による保険料のお払い込みの免除を除きます）は、その原因となる傷害または疾病がご契約または特約の責任開始期^②（復活またはご契約者の変更が行われたご契約においては、最後の復活またはご契約者の変更が行われた際の責任開始期をいいます）以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期より前にすでに発生していた傷害または発病していた疾病（*）を原因とする場合（下図の①）には、給付金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。

（*）「責任開始期より前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病およびその疾病と医学上重要な関係にある疾病について、責任開始期より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 医師の診療を受けたことがある。
- ・ 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- ・ ご契約者もしくは被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、またはご契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



上図の①は原因が責任開始期前に生じているため、また③は保険期間中に事由に該当していないため、いずれも給付金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象とはなりません。したがって、給付金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象となるのは②のみです。

なお、死亡給付金・ご契約者の死亡による育英年金などのお支払いおよびご契約者の死亡による保険料のお払い込みの免除については、責任開始期以後の傷害や疾病を原因とすることがその要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いおよび保険料のお払い込みの免除の対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約（特約）が解除されたり、免責事由に該当した場合などには、お支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。

① 支払事由、保険料払込の免除事由については、29ページ～47ページをご参照ください。

② 責任開始期については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

具体的に対象となるものはつぎのとおりです。

主契約・特約	給付金など・保険料払込の免除
5年ごと配当付こども学資保険	保険料払込の免除（※1）（※2）
5年ごと配当付育英年金特約	特約育英年金（※2）（※3）
傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）	災害保険金
	障害給付金
こども新総合医療特約D（H22）	災害入院給付金
	疾病入院給付金（※4）（※5）
	手術給付金（※4）（※5）
	放射線治療給付金（※4）（※5）

- （※1）ご契約者が所定の高度障害状態になられた場合、または不慮の事故により所定の身体障害の状態になられた場合
（※2）責任開始期前にすでに発病していた疾病により高度障害状態に該当した場合でも、当社が、ご契約もしくは特約の締結、復活またはご契約者の変更の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。
（※3）ご契約者が所定の高度障害状態になられた場合
（※4）責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院や手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
（※5）責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院や手術などをした場合でも、当社が、特約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により入院や手術などをしたものとみなして取り扱います。

2 免責事由に該当する場合

- お支払事由や保険料のお払い込みの免除事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、給付金などのお支払いおよび保険料のお払い込みの免除はできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

主契約・特約	給付金など・保険料払込の免除	免責事由 （給付金をお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由）
5年ごと配当付こども学資保険	死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 戦争その他の変乱（※1）
	保険料払込の免除（死亡された場合）	<ul style="list-style-type: none"> ご契約の責任開始期（復活またはご契約者の変更が行われたご契約においては、復活が行われた際の保険契約上の責任が開始される時およびご契約者の変更の際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時）の属する日からその日を含めて3年以内のご契約者の自殺（※2） 後継保険契約者の故意 戦争その他の変乱（※1）
	保険料払込の免除（所定の高度障害状態に該当した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者の故意 戦争その他の変乱（※1）
	保険料払込の免除（不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者の故意または重大な過失 ご契約者の犯罪行為 ご契約者の精神障害を原因とする事故 ご契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ご契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ご契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 地震、噴火または津波（※1） 戦争その他の変乱（※1）

主契約・特約	給付金など・ 保険料払込の免除	免責事由 (給付金をお支払いできない事由・ 保険料のお払い込みを免除できない事由)
5年ごと配当付育英年金特約	特約死亡給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 ・戦争その他の変乱（※1）
	特約育英年金（死亡された場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・この特約の責任開始期（復活またはご契約者の変更が行われたご契約においては、復活が行われた際の保険契約上の責任が開始される時およびご契約者の変更の際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時）の属する日からその日を含めて3年以内のご契約者の自殺（※2） ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（※1）
	特約育英年金（所定の高度障害状態に該当した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の故意 ・戦争その他の変乱（※1）
傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）	災害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（※1） ・戦争その他の変乱（※1）
	障害給付金	
こども新総合医療特約D（H22）	災害入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（※1） ・戦争その他の変乱（※1）
	疾病入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	放射線治療給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の薬物依存（※3） ・地震、噴火または津波（※1） ・戦争その他の変乱（※1）

（※1）該当する被保険者（保険料のお払い込みの免除および特約育英年金のお支払いについては、ご契約者）の数の増加が、主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、給付金などの全額もしくは一部をお支払いし、または、保険料のお払い込みを免除します。

（※2）自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、特約育英年金をお支払いし、または保険料のお払い込みを免除する場合があります。

（※3）「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

3 告知義務違反による解除の場合

- ご加入（復活）またはご契約者の変更に際して、故意または重大な過失によって事実を告知^①しなかったり事実と異なることを告知したために、告知義務違反^②によりご契約（特約）が解除された場合は、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでに給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでに保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。ただし、給付金などのお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金などをお支払いし、または保険料のお払い込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約（特約）が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、給付金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が生じていたときは、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。すでにそのお支払事由により給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただき、また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料のお払い込みを免除していた場合には、保険料のお払い込みを免除しなかったものとして取り扱います。
 - ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）または死亡給付金の受取人が死亡給付金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金などの受取人がこのご契約の死亡給付金以外の給付金など（保険料のお払い込みの免除を含みます）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - このご契約の給付金などの請求に関して給付金などの受取人（保険料のお払い込みの免除の請求についてはご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）とします）に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
 - 他のご契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等（※2）
 - このご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社のご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
 - 当社のご契約者、後継保険契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
 - （※1）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
 - （※2）反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められることをいいます。

5 詐欺による取消の場合

- ご加入（復活）またはご契約者の変更に際して、ご契約者（ご契約者の変更の場合には、新たにご契約者となる方）、被保険者または給付金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約（特約）が取消となった場合は、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除はできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約の成立後の給付金などの請求の状況などから、ご契約者（ご契約者の変更の場合には、新たにご契約者となる方）が給付金などを不法に取得する目的または第三者に給付金などを不法に取得させる目的でご加入（復活）またはご契約者の変更をされたものと認められるためにご契約（特約）が無効となった場合は、給付金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 ご契約が失効した場合

- 保険料のお払い込みがなかったためご契約が失効した後に、給付金などのお支払事由に該当された場合は、給付金などのお支払いはできません。

① 告知、告知義務違反については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

保険料について

■ 保障充実割引	54
■ 保険料のお払い込み	55
■ 保険料をまとめて払い込む方法	57
■ 払込猶予期間とご契約の効力	58
■ 効力を失ったご契約の復活	59
■ お払い込みが困難なときの継続方法	60
■ 給付金・育英年金などのお支払いの際の保険料精算	63

保障充実割引

所定の条件を満たすご契約については、保険料率に保障充実割引が適用されます。

- つぎの金額の合計額（総保険金額といいます）が2,500万円以上の場合には、5年ごと配当付育英年金特約の保険料率に保障充実割引が適用され、総保険金額が3,500万円以上の場合には、さらに保険料率が割引となります。なお、主契約の保険料率に保障充実割引は適用されません。
 - ・ 主契約の基準保険金額
 - ・ 5年ごと配当付育英年金特約の特約基準年金額を所定の保険金額に換算した額
- 主契約の基準保険金額または5年ごと配当付育英年金特約の特約基準年金額が減額され、減額後の総保険金額が上記基準を下回った際には、保険料率に適用される割引が変更されるか、もしくは保険料率にその割引が適用されなくなります。

保険料の払込方法（経路）について

保険料の払込方法（経路）にはつぎの方法があります。

1 口座振替によるお払い込み

(保険料口座振替特約条項)

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください（同一口座から、複数の生命保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません）。
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しませんので、振替結果につきましては、通帳等でご確認ください。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払契約および半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

2 団体を通じてのお払い込み

(各種団体取扱特約条項)

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 月払・半年一括払契約の場合、団体の加入者数が20名以上と20名未満では、適用される保険料率が異なります。
- 所定の人数を下回る場合など、この団体を通じての払込方法をお取り扱いできなくなる場合があります。

3 送金によるお払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票をお送りしますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約のお申し込み手続き時に送金扱月払によるお払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- ・払込方法（経路）の変更により、保険料が変更されることがあります。
- ・払込方法（経路）の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体からの退社などによる脱退の場合も、すみやかに、担当の職員またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- ・いずれの場合でも、当社の職員に直接保険料をお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）にはつぎの方法があります。払込方法（回数）の変更をご希望の場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お支払いいただく方法です。
- 半年一括払……………年2回の所定の期間内にお支払いいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお支払いいただく方法です。

保険料の払込期月について

保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎの期間内にお支払いください。

- 月払……………月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

保険料が充当される期間（保険料期間）について

保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払……………月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

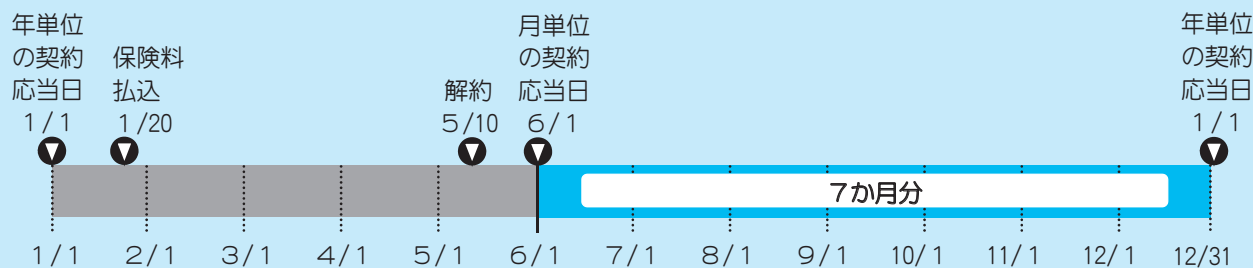
保険料のお支払いが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法（回数）が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料のお支払いが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお支払いいただいた後に、ご契約の消滅、基準保険金額などの減額、保険料のお支払いの免除などにより、保険料のお支払いが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお支払いが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。
- 基準保険金額などの減額などにより保険料の一部のお支払いを要しなくなった場合は、そのお支払いを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

- ・年単位の契約応当日が1月1日で1月20日に年一括払保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合、保険料のお支払いを要しなくなったのはご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返還金をお支払いします。



- ・保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料のお支払いが不要となった場合の取り扱いはありません。

保険料をまとめて払い込む方法

(約款第12条、第13条)

ボーナス、預貯金、退職金などお手持ちの余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、割引を受けることができます。保険料をまとめてお払い込みになる場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険料の一括払（月払契約の場合）

- 当月分以後の保険料を3か月分以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - この場合、割引があります。割引額は、「口座振替によるお払い込み」「団体を通じてのお払い込み」などの払込方法（経路）により異なることがあります。
 - 保険料のお払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは払い戻します（お申し出による一括払された保険料の残額の払い戻しはできません）。

2 保険料の前納（年一括払契約の場合）

- 将来の保険料を2年以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - この場合、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
 - この保険料前納金は、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料のお払い込みにあてられます。
 - 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、年一括払保険料のお払い込みに順次あてられます。
 - 保険料のお払い込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは払い戻します。
 - 月払・半年一括払のご契約は払込方法（回数）を年一括払に変更のうえ、前納のお取り扱いをします。



- お申し出による保険料前納金の残額の払い戻しはできません。
- 契約者貸付制度をご利用の場合、貸付金の限度額は、解約返還金の一定範囲となります。保険料前納金の残額からのお貸し付けは、お取り扱いできません。
- 前納期間中途での基準保険金額の減額などのご契約内容の変更はお取り扱いできません。また、新たな保険料のお払い込みを要しない「指定代理請求特約」などを除き、特約の中途付加もお取り扱いできません。

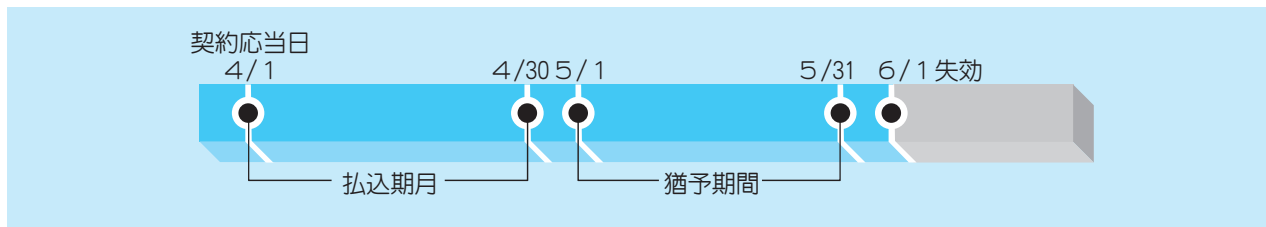
払込猶予期間とご契約の効力

(約款第14条)

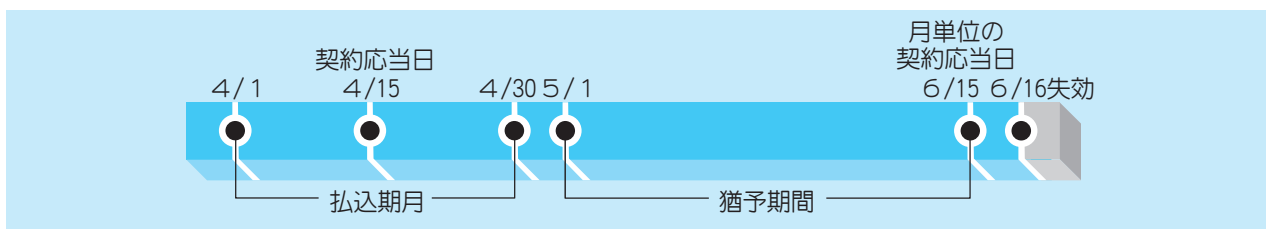
保険料のお払い込みには、猶予期間があります。保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
- 年一括払・半年一括払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

■月払の例



■年一括払・半年一括払の例



- 猶予期間内にお払い込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。これを失効といいます。
- ただし、猶予期間内にお払い込みがない場合でも**保険料の自動貸付（立て替え）^①**が可能な場合は、あらかじめお申し出のない限り自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。
- なお、失効日から3年以内であれば、ご契約の**復活^②**を申し込むことができます。



- ・ご契約が失効すると、保障がない状態になり、給付金などを受け取れないこととなります。
- ・失効したご契約に解約返還金がある場合には、ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。

① 保険料の自動貸付（立て替え）については、「お払い込みが困難なときの継続方法」（60ページ）をご参照ください。

② 復活については、「効力を失ったご契約の復活」（59ページ）をご参照ください。

効力を失ったご契約の復活

(約款第17条、第50条)

保険料のお払い込みがなく効力がなくなったご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 必要なお手続き

- あらためて告知または診査^①をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。ただし、「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、ご契約者の告知および診査は不要です。
- 当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。



- 解約返還金と同額の返還金を請求された後は復活のお取り扱いはしません。

2 責任開始期

- お申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



- 復活時の告知義務違反による解除、復活日から3年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができません。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、給付金などのお支払いや保険料のお払い込みの免除のお取り扱いができません。

① 告知または診査については、「告知義務」(18ページ)をご参照ください。

お払い込みが困難なときの継続方法

(約款第15条、第16条、第26条、各特約条項)

保険料のご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、つぎのような制度が設けられています。くわしくは、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1

一時的に保険料のご都合がつかないとき =当社が保険料をお立て替えし継続させる制度（保険料の自動貸付）

- お払い込みがないまま**猶予期間**^①を過ぎた場合でも、所定の解約返還金があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えします。
- お立て替えとなった場合には、保険料口座振替特約および各種団体取扱特約は消滅します。特約の消滅後は、個人扱いの保険料を基準としてお立て替えします。
- 保険料がお立て替えとなった場合でも、保険料払込の猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、解約の請求があったときは、保険料のお立て替えを行わなかったものとしてお取り扱いします。
- お立て替えする期間および保険料はつぎのとおりとなります。

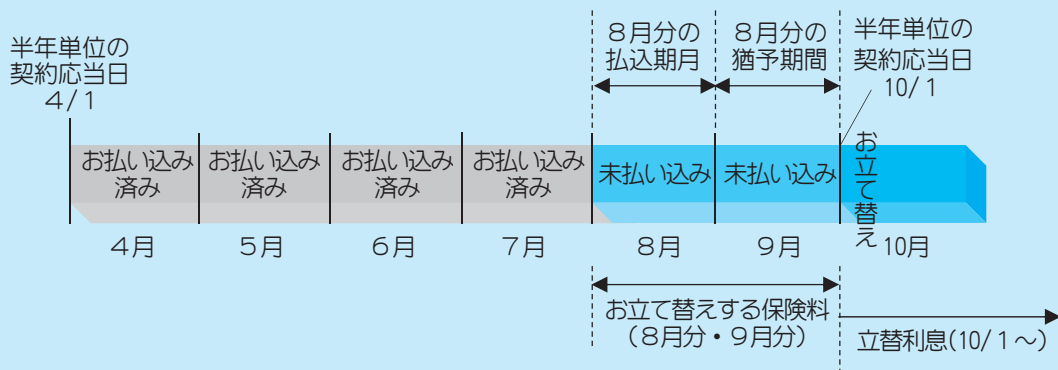
・月払の場合

半年単位の契約応当日を基準とし、未払い込みの月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額（最大6か月分）を保険料払込の猶予期間満了時にお立て替えします。ただし、この期間全体についてのお立て替えができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額をお立て替えします。

■月払の場合の例

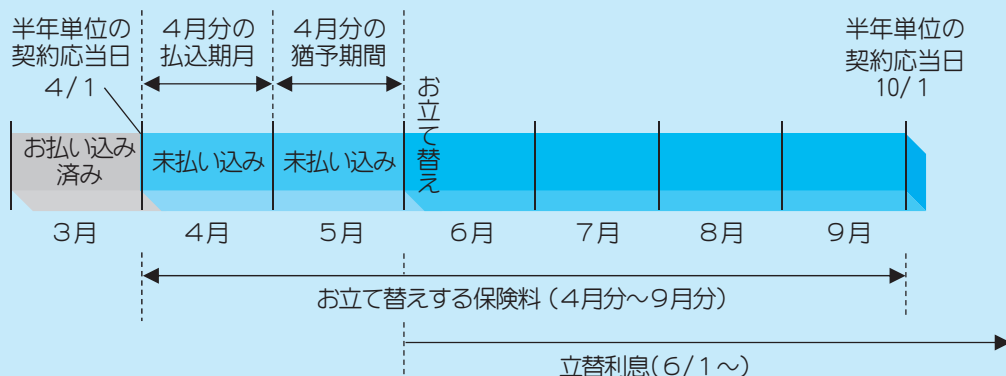
ケース1

- ・半年単位の契約応当日が4月1日で8月分の保険料が払込猶予期間内にお払い込みがない場合
半年単位の契約応当日が10月1日のため8月分・9月分の2か月分の保険料をお立て替えします。
立替利息は立替保険料に対し10月1日から計算されます。



ケース2

- ・半年単位の契約応当日が4月1日で4月分の保険料が払込猶予期間内にお払い込みがない場合
半年単位の契約応当日が10月1日のため4月分から9月分までの6か月分の保険料をお立て替えします。
立替利息は立替保険料に対し6月1日から計算されます。



① 猶予期間については、「払込猶予期間とご契約の効力」(58ページ)をご参照ください。

- 半年一括払の場合
保険料払込の猶予期間満了時に半年一括払保険料に相当する額をお立て替えします。半年一括払保険料に相当する額のお立て替えができない場合は猶予期間経過後に失効します。

- 年一括払の場合
保険料払込の猶予期間満了時に年一括払保険料に相当する額をお立て替えします。ただし、年一括払保険料に相当する額のお立て替えができない場合で、半年一括払保険料に相当する額のお立て替えができるときは、あらかじめお申し出がない限り保険料の払込方法を半年一括払に変更したうえで半年一括払保険料に相当する額をお立て替えします。半年一括払保険料に相当する額のお立て替えができない場合は猶予期間経過後に失効します。

●立替利息の元金への繰り入れはつぎのとおりとなります。

- 月払の場合
立替利息は、半年単位の契約当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約当日の前日までの期間に対応する保険料相当額のお立て替えができなかった場合は、立て替えられた保険料に相当する額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。

■月払の場合の例 **ケース1** の場合

立替保険料（8月分・9月分）に対する立替利息は、次期の半年単位の契約当日（10月1日）の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日（11月30日）に元金に繰り入れられます。

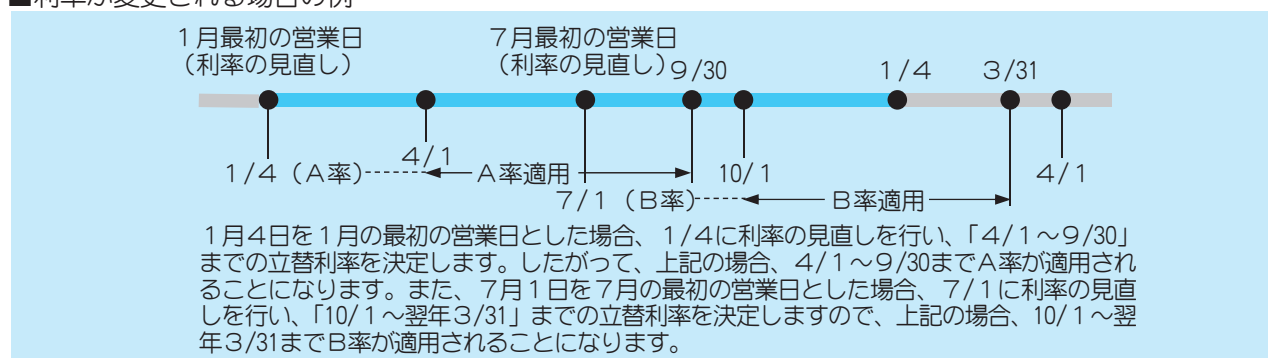
■月払の場合の例 **ケース2** の場合

立替保険料（4月分～9月分）に対する立替利息は、次期の半年単位の契約当日（10月1日）の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日（11月30日）に元金に繰り入れられます。

- 半年一括払の場合
立替利息は次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
 - 年一括払の場合
立替利息は次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
- 立替利息は当社所定の利率（[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください）により複利で計算します。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用はつぎのとおりとします。なお、利率は8%を超えることはありません。

- 新たにお立て替えを行うとき
1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。
- すでにお立て替えを行っているとき
1月見直しの場合は4月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。
7月見直しの場合は10月1日以後、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用します。

■利率が変更される場合の例



- 上記の立替利率の取り扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 立替元利金は、全額返済のほか、一部を返済いただくこともできます。
- 学資金・満期保険金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約の消滅やご契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、立替元利金が差し引かれて精算されます。



- 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なる場合で、保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に立替利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに立替利息を元金に繰り入れます。
- ご返済がありませんと、立替元利金が増えて解約返還金額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的なお早めのご返済をおすすめします。

2

保険料の負担を軽くしたいとき ＝基準保険金額などを減額してお払込保険料を少なくする制度^①

- 基準保険金額などを減らすことによりお払い込みいただく保険料が少なくなります。

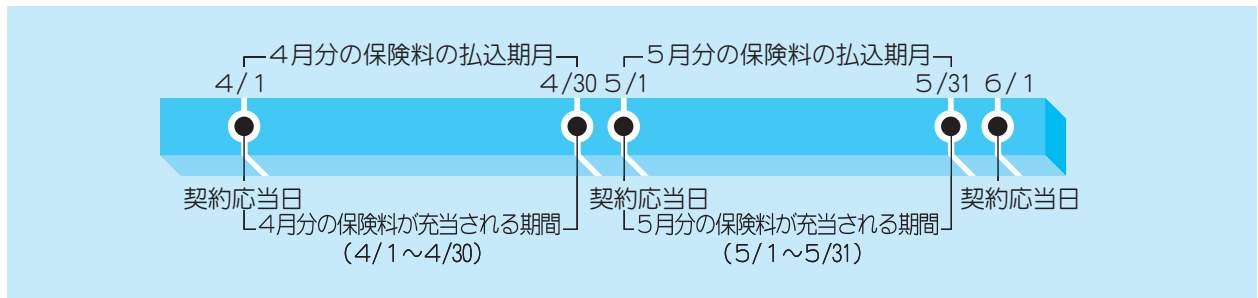
^① 減額については、「基準保険金額などの減額」(69ページ)をご参照ください。

給付金・育英年金などのお支払いの際の保険料精算

(約款第10条、第14条、各特約条項)

保険料は毎回の払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

■月払の例



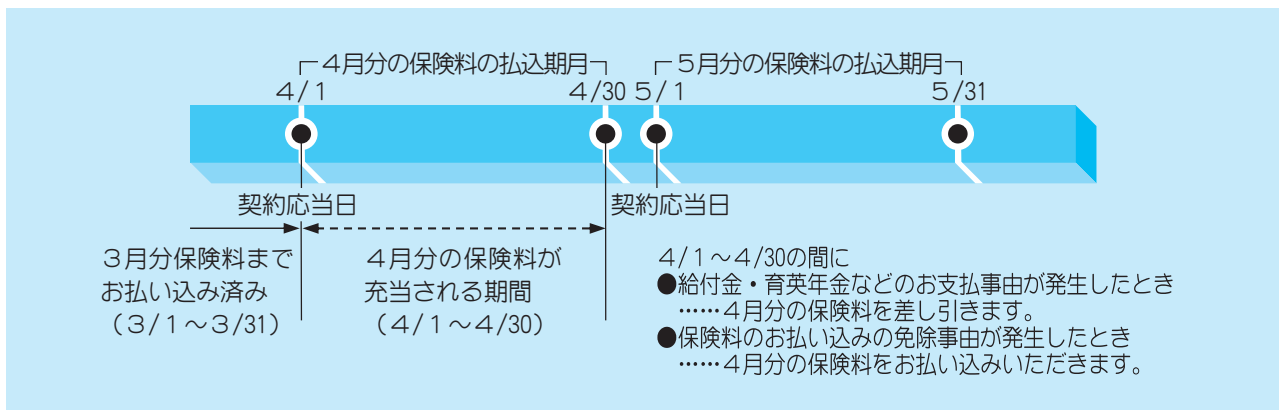
したがって、給付金・育英年金などのお支払事由または保険料のお支払いの免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱います。

1 未払込保険料の精算

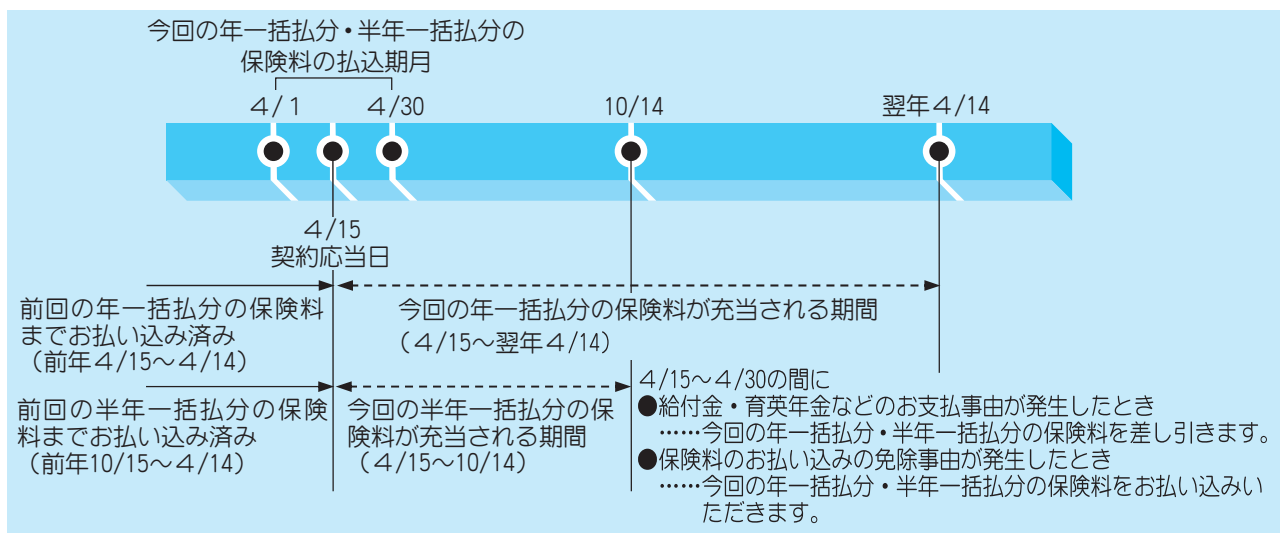
事由別につぎのとおり取り扱います。

- 給付金・育英年金などをお支払いするとき…… 未払込保険料を給付金・育英年金などから差し引きます。
(給付金・育英年金などが未払込保険料より少ないときは、**猶予期間**^①内に未払込保険料をお支払いいただきます)
- 保険料のお支払いを免除するとき…… 猶予期間内に未払込保険料をお支払いいただきます。

■月払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



■年一括払・半年一括払の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例

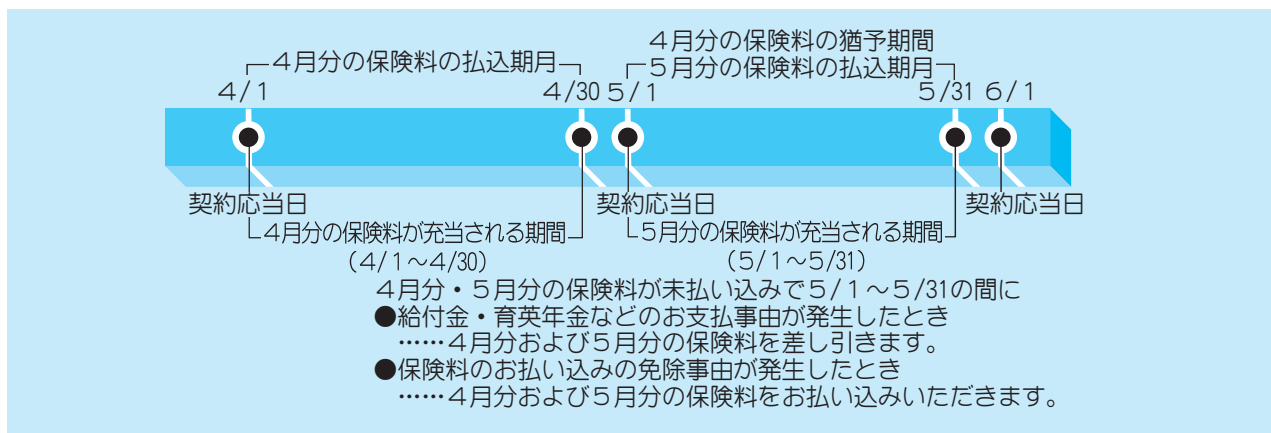


① 猶予期間については、「払込猶予期間とご契約の効力」(58ページ)をご参照ください。

2 保険料払込の猶予期間中の場合の未払込保険料の精算

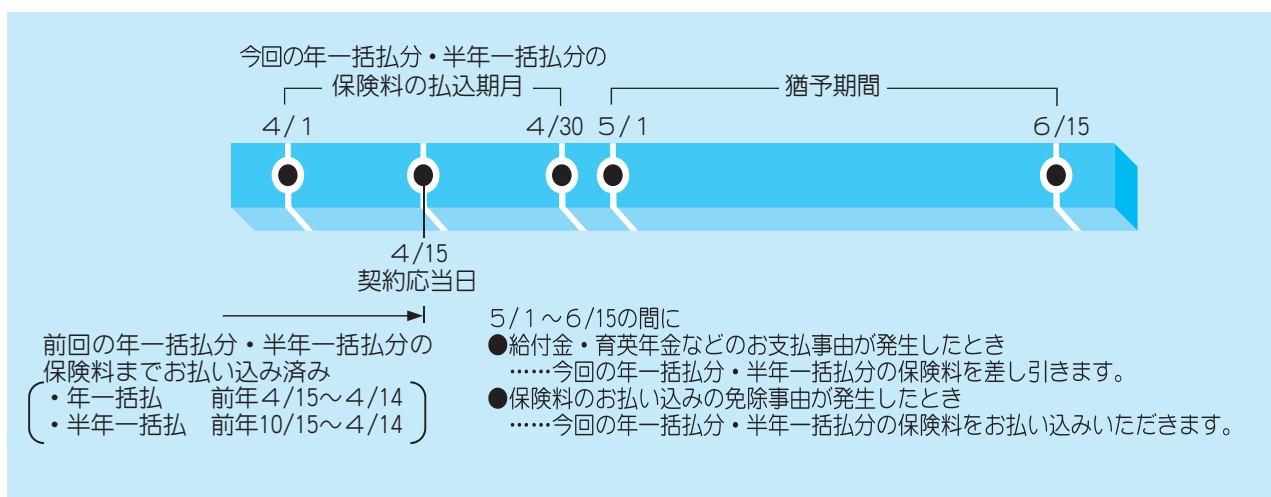
●月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に給付金・育英年金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を給付金・育英年金などから差し引くか、払い込んでいただきます。

■2か月分の未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



●年一括払・半年一括払契約で猶予期間中に給付金・育英年金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が発生した場合は、今回の年一括払分・半年一括払分の保険料を給付金・育英年金などから差し引くか、払い込んでいただきます。

■年一括払・半年一括払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合の例



ご契約後について

■ 保障内容を見直す諸制度	66
■ 解約と解約返還金	67
■ 基準保険金額などの減額	69
■ 契約者貸付制度	70
■ 保険契約者・後継保険契約者の変更	71
■ 通信先変更などの場合	72
■ 契約者配当金	72
■ 生命保険料控除	73
■ 学資金・給付金・育英年金などの税法上の取り扱い	74
■ 保険証券の紛失または盗難の場合	75

保障内容を見直す諸制度

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

※2014年9月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に変更されることもあります。ご加入後、保障内容の見直しを検討される場合は、その時点での最新の制度をご案内しますので、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 転換制度（転換特約条項）

- 現在のご契約の責任準備金や配当金などを新しいご契約の一部に充当する方法です。保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。
- この制度をご利用いただく際には、あらためて診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 新しいご契約の保険料は、この制度のご利用時の契約年齢・保険料率により計算します。保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなる場合があります。
- 現在のご契約は消滅します。現在のご契約の配当金・すえ置金は、新しいご契約の一部に充当されますので、お引き出しはできなくなります。
- ご利用に際しては、上記のほか所定の条件を満たす必要があります。くわしくは、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

2 特約の中途付加

- 現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、災害・疾病関係特約等を中途付加することができます。付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。
- 中途付加のお取り扱いに際しては、あらためて診査（または告知）が必要です。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。
- 付加する特約の保険料は、付加時の被保険者の保険年齢・保険料率により計算します。
- 中途付加のお取り扱いに際しては、上記のほか所定の条件を満たす必要があります。中途付加できる特約など、くわしくは、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

ご契約の解約はいつでもできます。また、特約のみを解約することもできます。ご契約（特約）を解約された場合には解約返還金をお支払いしますが、ご契約後短期間で解約されたときや、特約によっては、解約返還金がない場合があります。

1 解約と解約返還金

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約（特約）は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 生命保険は、多くの人々が保険料を出しあってお互いを保障しあう助けあいの制度です。したがって、お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡給付金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。
- 解約された際には、お払い込みいただいた保険料からそれらを除いた残額を解約返還金としてお支払いするため、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。
- 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

■債権者等によりご契約が解約される場合の取り扱い

差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、つぎの条件をいずれも満たす給付金などの受取人が、ご契約者の同意を得て、解約の効力が生じるまでの間に、解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、解約の効力は生じません。

- ・ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ・ご契約者でないこと

■被保険者によるご契約者への解除の請求

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ・ご契約者または給付金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として給付金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ・給付金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ・上記のほか、被保険者のご契約者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ・ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合



- ・現在ご加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ・新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによってはお引き受けできない場合もあります。
- ・保険料のご都合がつかないときでも、解約以外に、**ご契約を有効に継続させる制度^①**があります。

① **ご契約を有効に継続させる制度**については、「お払い込みが困難なときの継続方法」（60ページ）をご参照ください。

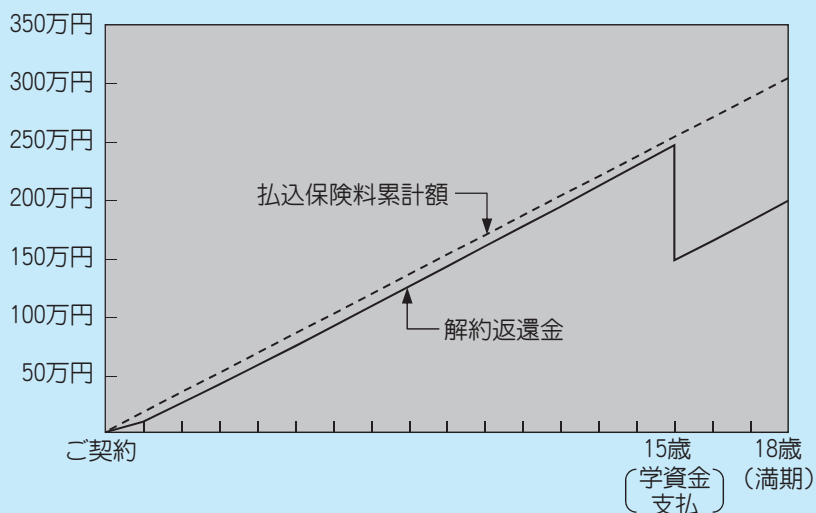
2 解約返還金と払込保険料累計額

- 解約返還金の額は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。
- 解約返還金は年々増加するものとは限りません。ご契約によっては減少することがあります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返還金と同額の返還金をお支払いできる場合があります。

■ご契約例

5年ごと配当付こども学資保険「Mickey」（保険料払込の免除保障ありプラン）

- ・ご契約者 30歳男性 ・月払（口座振替扱）
- ・被保険者 0歳 ・18歳満期
- ・基準保険金額 200万円 ・18歳払込満了



(※) 配当金は考慮しておりません。
学資金支払後の解約返還金です。

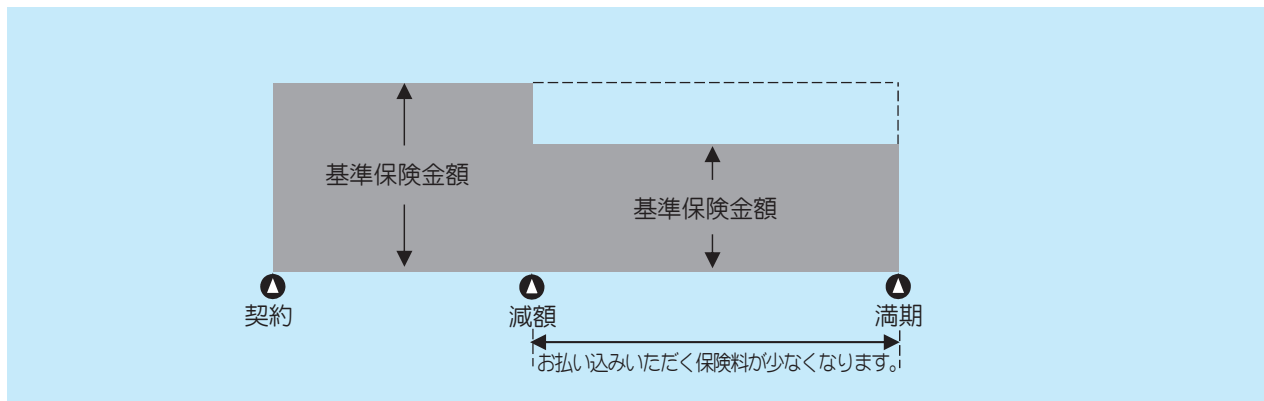
基準保険金額などの減額

(約款第26条、各特約条項)

ご契約後に基準保険金額を減額することができます。また、特約についても減額することができます。

- お申し出により所定の取扱範囲内で主契約の基準保険金額を減額することができます。また、5年ごと配当付育英年金特約の特約基準年金額やこども新総合医療特約D（H22）の入院給付金日額などについても減額することができます。
- 減額分は解約したものと取り扱います。
- 減額後に元のご契約に戻す（復旧する）お取り扱いはできません。

■減額の例



- 保険料率に保障充実割引が適用されている場合、その割引が変更されるか、もしくは適用されなくなることがあります。

契約者貸付制度

(約款第27条)

一時的に資金が入用なときに、所定の範囲内で必要な資金を貸し付けする制度です。この制度を利用されるときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。貸し付けできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともありますので、ご了承ください。

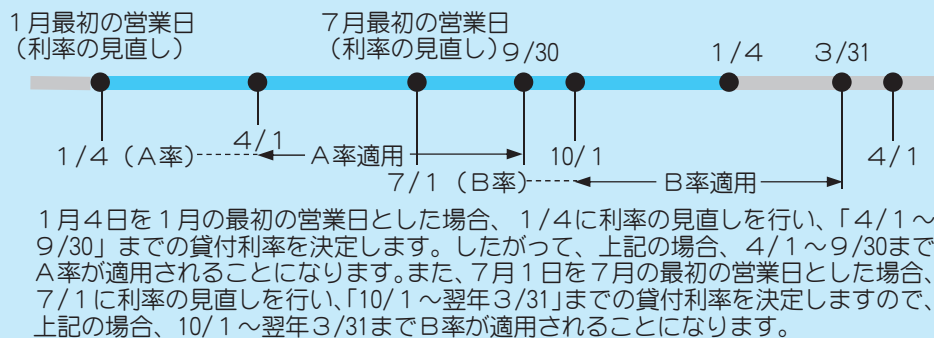
1 貸付金の限度額

- 貸付金の限度額は、解約返還金の一定範囲となります。

2 貸付金の利息

- 貸付金の利息は、当社所定の貸付利率（当社ホームページ(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)をご覧ください）により複利で計算します。
- この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。利率を変更する場合は、1月見直しのときは4月1日から、7月見直しのときは10月1日から、すでに貸し付けしている貸付金および新たな貸付金に対して変更後の利率を適用します。

■ 利率が変更される場合の例



- 上記の貸付利率のお取り扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。

3 貸付金の返済

- 全額返済のほか、貸付元利金の一部を返済いただくこともできます。

4 貸付金の精算

- 学資金・満期保険金・死亡給付金などをお支払いする場合、ご契約の消滅やご契約内容の変更により当社からの支払金がある場合には、貸付元利金が差し引かれて精算されます。



- 貸付日から1年を経過するごとに利息が貸付金に繰り入れられます。また、追加して貸し付けを利用された場合には、追加貸付日時点の利息が貸付金に繰り入れられます。したがって、貸し付けが長期にわたりますと、貸付元利金が増えて解約返還金額を上回り、ご契約の効力を失うこともありますので、計画的なお早めのご返済をおすすめします。

保険契約者・後継保険契約者の変更

(約款第28条～第31条、第50条)

ご契約者・後継保険契約者はつぎのお取り扱いで変更できます。ご契約者や後継保険契約者を変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- 新たにご契約者になる方には**告知または診査^①**をしていただきます。健康状態などによっては変更できないこともあります。ただし、「保険料払込の免除保障なしプラン」の場合、告知および診査は不要です。
- 新たにご契約者になる方は被保険者の父母または祖父母に限ります。また、当社の定めた年齢の範囲内の方に限らせていただきます。なお、5年ごと配当付育英年金特約を付加しているご契約の場合、被保険者の祖父母を新たなご契約者に変更することはできません。
- ご契約者の変更の場合には、所定の方法で計算した差額金を授受し、将来に向かって保険料を改めます。（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）
- ご契約者の変更を当社が承諾した場合には、所定の方法で計算した差額金をお払い込みいただく必要がない場合は告知の時から、所定の方法で計算した差額金をお払い込みいただく必要がある場合はその差額金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）から変更の効力が生じます。（「保険料払込の免除保障ありプラン」の場合）
- ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など）はすべて新たなご契約者に引き継がれます。



- ご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）の変更にともない、学資金・給付金・育英年金などの受取人も自動的に変更されます。これらの受取人のみの変更はできません。

2 後継保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、後継保険契約者を変更することができます。
- 新たに後継保険契約者となる方は、被保険者、被保険者の父母、被保険者の2親等内のその他の親族のうちから1人に限らせていただきます。
- ご契約者の死亡後、保険契約上の一切の権利義務をご契約者から承継した後継保険契約者は、被保険者と当社の同意を得て、新たに、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。また、後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、ご契約者の死亡後に後継保険契約者が死亡されたときは、以後被保険者が後継保険契約者として、保険契約上の一切の権利義務を承継します。

① **告知または診査**については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

通信先変更などの場合

(約款第32条)

転居、住居表示の変更などによって、当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき、またご契約者・被保険者・後継保険契約者が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき

- ご連絡いただきたい事項
 - ・証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください）
 - ・ご契約者名
 - ・新住所と電話番号
 - ・旧住所
- 通信先の変更のご連絡がない場合、当社にお届けの通信先に送付した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、ご契約者に到達したものとします。

2 ご契約者・被保険者・後継保険契約者が改姓または改名されたとき

- すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。

契約者配当金

(約款第35条、第36条)

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

- 契約者配当金は、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります。利率については当社ホームページ（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください）による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、またはご契約者（ご契約者の死亡後は後継保険契約者）から請求があったときにお支払いします。
- つぎのような場合には、5年ごとのお支払時期に該当しないときでも、毎年の決算の状況に応じて契約者配当金をお支払いします。

- ・保険期間または保険料払込期間が満了する場合
- ・ご契約を転換される場合
- ・死亡給付金のお支払事由に該当したことにより主契約が消滅する場合
- ・解約・減額などをされる場合

- ご加入から長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。



- ・契約日から2年以内に解約・減額などをされる場合、契約者配当金はありません。
- ・解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、死亡給付金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

生命保険料控除 (2014年6月現在)

当年中（1月から12月まで）にお払い込みの保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。

1 所得控除の取り扱い

- 受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方または、その配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます）を差し引いたものです。
- 年末調整または確定申告のときに、お忘れなくご申告ください。
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社からお送りします。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

2 所得税の所得控除額

- 一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3 住民税の所得控除額

- 一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円




- 2012年1月1日より前にご加入のご契約についてはお取り扱いが異なります。
- 税務の取り扱いについては、2014年6月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

学資金・満期保険金・死亡給付金・育英年金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係で決まります。

1 学資金・満期保険金・死亡給付金・特約育英年金・特約満期給付金・特約死亡給付金お受け取り時の課税取り扱い

- ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり学資金・給付金・育英年金などに対する税金が異なります。

	受取人	ご 契 約 例			課税の種類
		ご契約者	被保険者	受取人	
学資金 満期保険金 死亡給付金 特約満期給付金 特約死亡給付金	ご契約者（ご契約者が死亡された後は、後継保険契約者）	父	子	父	所得税 （一時所得） （※1）
特約育英年金	後継保険契約者（ご契約者が死亡されたことにより特約育英年金が支払われるとき）	 父	子	母 （後継保険契約者）	<ul style="list-style-type: none"> 年金受給権取得時税法上の評価額に対して相続税（※2）が課税されません。 毎年の年金受取時年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分について雑所得として所得税が課税されます。なお、年金支給初年の所得税は全額非課税となります。

（※1）保険料のご負担者である方（ご契約者）ご自身が学資金・保険金・給付金をお受け取りになるため、所得税の対象となります。

（※2）保険料のご負担者である方（ご契約者）が死亡されたことにより育英年金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

2 障害給付金や入院給付金などの非課税扱い

- 特約を付加した場合の障害給付金・入院給付金などは、その受取人が被保険者、その直系血族または生計を一にするその他の親族の場合には非課税扱いになります。また、5年ごと配当付育英年金特約を付加しているご契約で、ご契約者が高度障害状態になった場合に支払われる特約育英年金は非課税扱いになります。



- ・所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- ・税務の取り扱いについては、2014年6月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、顧問税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険証券の紛失または盗難の場合

保険証券を紛失された場合や盗難に遭われた場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。



- 保険証券は大切に保管してください。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

会社・制度のご案内

■ 当社の組織形態について	78
■ 個人情報のお取り扱いについて	78
■ 本人特定事項等の確認について	78
■ 米国法「FATCA」について	78
■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度	79
■ 支払査定時照会制度	80
■ 保険金額などの削減	81
■ 生命保険契約者保護機構	81

当社の組織形態について

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/) (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

本人特定事項等の確認について

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

米国法「FATCA」について

当社では、米国法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」実施に関する日米関係官庁間の声明にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っております。なお、渡米等の環境の変化等によって、所定の米国納税義務者に該当することとなった場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

※「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。くわしくは、[当社ホームページ](http://www.dai-ichi-life.co.jp/) (<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>) でご確認ください。

契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

登録事項

つぎの事項が登録されます。

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/)（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/) (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社（当社は会員として加入しています）が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。

生命保険契約者保護機構（2014年6月現在）

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

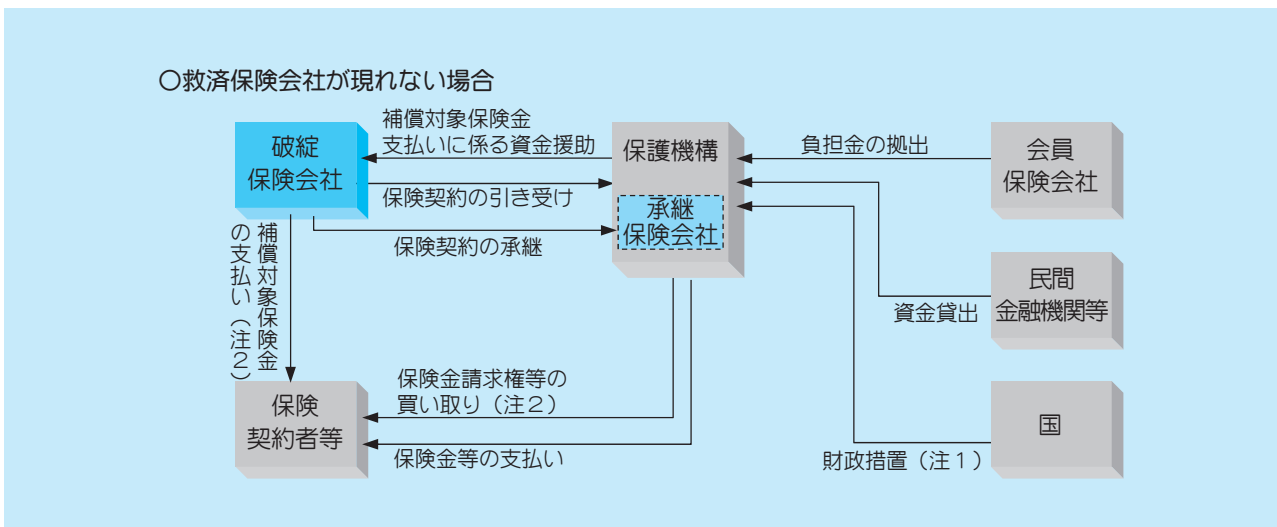
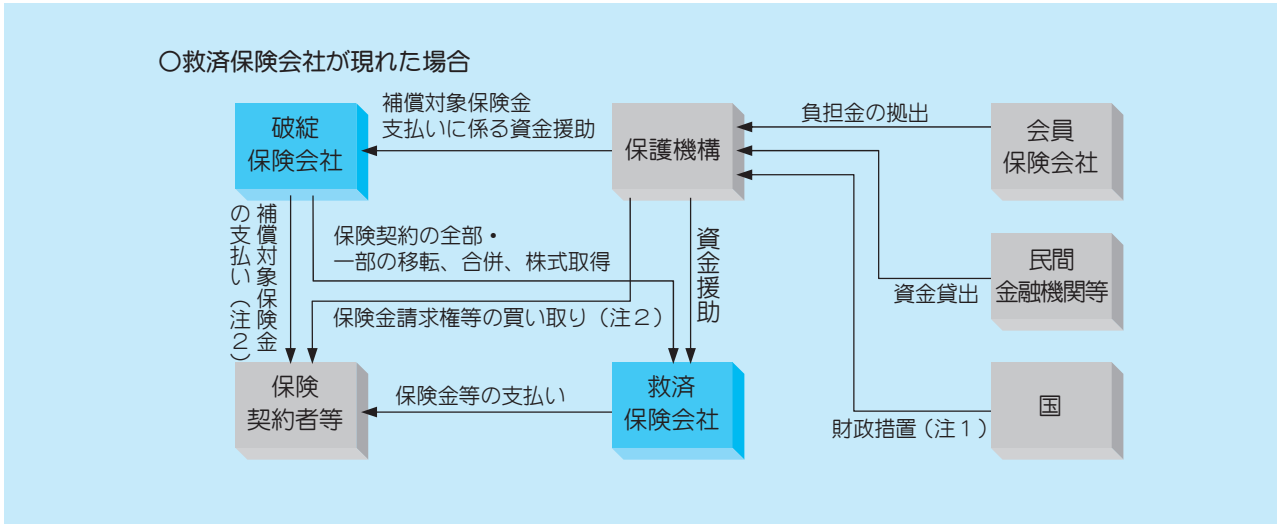
（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2014年6月現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

5年ごと配当付育英年金特約条項 特約育英年金の現価

未支払分の特約育英年金の現価は、特約基準年金額に下記の算定率を乗じて得た金額を、この特約が消滅した日または特約育英年金の現価の一時支払の請求日からその直後の特約育英年金支払日の前日までの期間について、会社所定の利率によって割り引いて計算します。

この特約が消滅した日または特約育英年金の現価の一時支払の請求日	算定率	
	18歳払済18歳満期	22歳払済22歳満期
0歳時の年金支払日以後、1歳時の年金支払日前	15.6937	18.9637
1歳時の年金支払日以後、2歳時の年金支払日前	14.8525	18.1601
2歳時の年金支払日以後、3歳時の年金支払日前	14.0017	17.3474
3歳時の年金支払日以後、4歳時の年金支払日前	13.1411	16.5252
4歳時の年金支払日以後、5歳時の年金支払日前	12.2706	15.6937
5歳時の年金支払日以後、6歳時の年金支払日前	11.3901	14.8525
6歳時の年金支払日以後、7歳時の年金支払日前	10.4995	14.0017
7歳時の年金支払日以後、8歳時の年金支払日前	9.5986	13.1411
8歳時の年金支払日以後、9歳時の年金支払日前	8.6874	12.2706
9歳時の年金支払日以後、10歳時の年金支払日前	7.7657	11.3901
10歳時の年金支払日以後、11歳時の年金支払日前	6.8334	10.4995
11歳時の年金支払日以後、12歳時の年金支払日前	5.8903	9.5986
12歳時の年金支払日以後、13歳時の年金支払日前	4.9365	8.6874
13歳時の年金支払日以後、14歳時の年金支払日前	3.9716	7.7657
14歳時の年金支払日以後、15歳時の年金支払日前	2.9957	6.8334
15歳時の年金支払日以後、16歳時の年金支払日前	2.0085	5.8903
16歳時の年金支払日以後、17歳時の年金支払日前	1.0100	4.9365
17歳時の年金支払日以後、18歳時の年金支払日前	—	3.9716
18歳時の年金支払日以後、19歳時の年金支払日前	—	2.9957
19歳時の年金支払日以後、20歳時の年金支払日前	—	2.0085
20歳時の年金支払日以後、21歳時の年金支払日前	—	1.0100

(注) 上表中の年齢は被保険者の保険年齢を示します。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

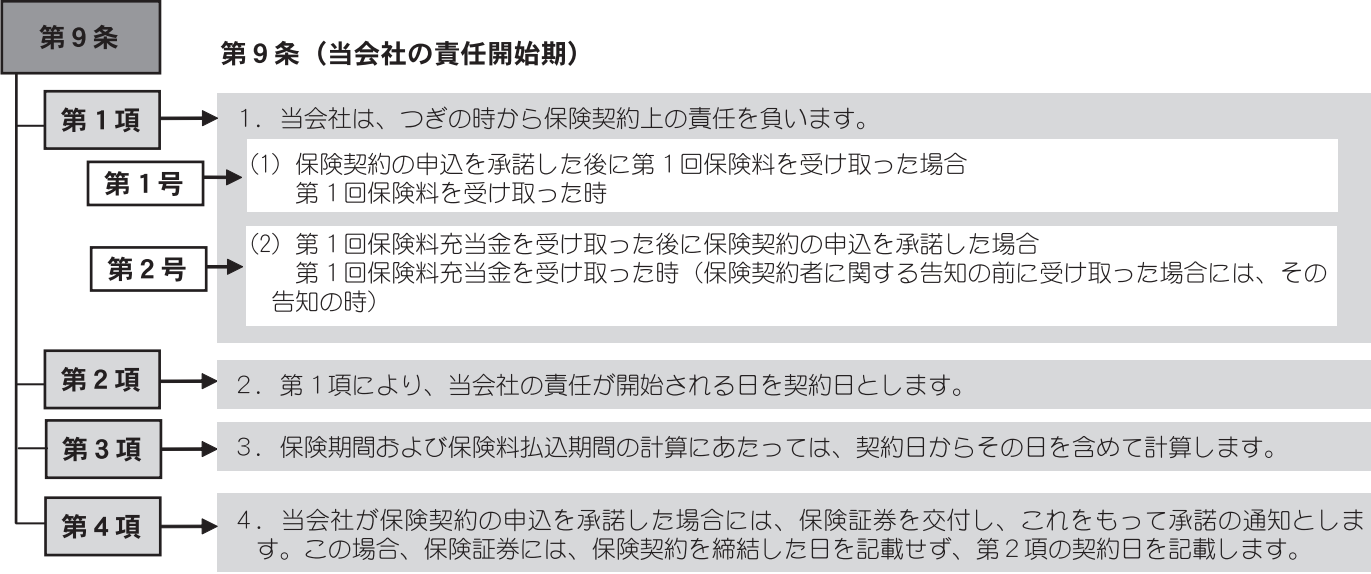
条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】 「5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款」 の第9条の場合



5年ごと配当付こども学資保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

- 第2条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払
第3条 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則
第4条 学資金の自動すえ置
第5条 満期保険金支払方法の選択
第6条 学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込の免除

- 第7条 保険料払込の免除
第8条 保険料払込の免除の請求

4. 当会社の責任開始期

第9条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

- 第10条 保険料の払込
第11条 保険料の払込方法（経路）
第12条 年一括払保険料の前納
第13条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の自動貸付

- 第15条 保険料の自動貸付
第16条 保険料の自動貸付の取消

8. 保険契約の復活

第17条 保険契約の復活

9. 保険契約の無効および取消

- 第18条 死亡給付金不法取得目的による無効
第19条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

- 第20条 告知義務
第21条 告知義務違反による解除
第22条 保険契約を解除できない場合
第23条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

- 第24条 解約および解約返還金
第25条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12. 基準保険金額の減額

第26条 基準保険金額の減額

13. 契約者貸付

第27条 契約者貸付

14. 保険契約者および後継保険契約者

- 第28条 保険契約者の変更
第29条 後継保険契約者の指定および変更
第30条 保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継
第31条 後継保険契約者が死亡した場合の取扱
第32条 保険契約者の住所の変更

15. 年齢の計算その他の取扱

- 第33条 年齢の計算
第34条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

16. 契約者配当金の割当および支払

- 第35条 契約者配当金の割当
第36条 契約者配当金の支払

17. 時効

第37条 時効

18. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

第38条 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

19. 保険種類の転換

第39条 保険種類の転換

20. 管轄裁判所

第40条 管轄裁判所

21. 出生前加入特則

- 第41条 特則の適用
第42条 被保険者
第43条 出生の通知
第44条 流産、死産等の場合の取扱
第45条 胎児が複数の場合の取扱
第46条 出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱
第47条 契約年齢の計算の特例
第48条 契約日および契約年齢の変更

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第49条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

23. 保険料払込の免除不担保特則

第50条 保険料払込の免除不担保特則

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第51条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（ご参考）

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかかげてあります。

5年ごと配当付子ども学資保険普通保険約款

(平成25年12月18日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
学資金	被保険者が所定の年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存しているときに支払います。
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
保険料払込の免除	保険契約者が保険料払込期間中に、死亡したとき、所定の高度障害状態に該当したときまたは不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。保険料払込の免除不担保特則を適用した場合、この給付はありません。

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

	用語の意義
基準保険金額	学資金および満期保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
後継保険契約者	第29条（後継保険契約者の指定および変更）、第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）または第31条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）の規定により指定または変更された者をいいます。ただし、これらの規定によって後継保険契約者と定められた者でも、保険契約者の死亡後にあって保険契約上の一切の権利義務を承継（この普通保険約款による承継。以下同じ。）されないこととなる者は、後継保険契約者にかかわるこの普通保険約款および付加された特約条項の規定を適用しません。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際しては、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいい、保険契約者の変更の際には、その変更の効力が生じた時をいいます。なお、復活または保険契約者の変更の取扱が行われた保険契約においては、復活の取扱が行われた際の保険契約上の責任が開始される時および保険契約者の変更の取扱が行われた際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第17条

2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の支払

第2条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）

この保険契約において支払う学資金、満期保険金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

	学資金・満期保険金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
学資金	被保険者がつぎの満年齢に達した日の後、最初に到来する2月1日に生存しているとき (1) 18歳満期 満15歳（ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満14歳） (2) 22歳満期 満18歳（ただし、誕生日が2月2日から4月1日の間にある被保険者については満17歳）	基準保険金額につぎの割合を乗じて得た金額 (1) 18歳満期 50% (2) 22歳満期 100%	保険契約者	—
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	基準保険金額と同額	保険契約者	—
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	表1の金額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 (2) 戦争その他の変乱

⇒●基準保険金額、後継保険契約者——第1条

表1 死亡給付金

<p>死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。</p> <p>(基準保険金額に対する月払保険料) × (経過月数)</p> <p>(注) 1. 上記の保険料には、5年ごと配当付育英年金特約、傷害特約D（5年ごと配当付子ども学資保険用）および子ども新総合医療特約D（H22）の保険料は含みません。 2. 上記の「経過月数」は、つぎのとおりとします。 (1) 保険料払込期間中 契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数 (2) 保険料払込期間満了後 契約日から保険料払込期間の満了日までの月数 3. 基準保険金額の減額または保険契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者の死亡時の基準保険金額および保険契約者であったものとして計算します。</p>
--

第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人とします。
2. 学資金、満期保険金および死亡給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、死亡給付金を支払います。
4. 被保険者が保険期間中に死亡した場合は、保険契約は、その死亡時に消滅します。
5. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。ただし、被保険者と異なる者。以下本項において同じ。）が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、保険契約の消滅については、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
6. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が故意に被保険者を死亡させたことに

よって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。

7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当社は、死亡給付金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合で、死亡給付金が支払われないときは、当社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
9. 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当社は、学資金、満期保険金または死亡給付金（第10条（保険料の払込）第8項または第9項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

⇒●後継保険契約者——第1条 ●学資金・満期保険金・死亡給付金の支払——第2条

第4条（学資金の自動すえ置）

1. 学資金については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 学資金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - (2) 第1号の規定によりすえ置いた学資金は、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）から請求があったとき、または保険契約が消滅したときに保険契約者に支払います。
 - (3) 第1号の規定により学資金をすえ置くとときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当社は、学資金からそれらの元利金を差し引き、その残額をすえ置きます。
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者から申出があった場合は、すえ置かずに支払うものとします。

⇒●学資金の支払事由——第2条 ●学資金の請求——第6条
●保険契約の消滅——第2条、第24条

第5条（満期保険金支払方法の選択）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、満期保険金について、当社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。

第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、すみやかに当社に通知してください。
2. 保険契約者は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、満期保険金または死亡給付金を請求してください。
3. 学資金を請求するときは、保険契約者は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 学資金、満期保険金または死亡給付金の請求を受けた場合、学資金、満期保険金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日（当社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当社の本店で支払います。
5. 学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から学資金、満期保険金または死亡給付金の請求時までには当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認を行います。この場合には、第4項の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第23条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人の保険契約締結の目的
 - (エ) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人の死亡給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実
6. 第5項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第4項および第5項の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

- (3) 第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第5項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 第5項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
7. 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は学資金、満期保険金または死亡給付金を支払いません。
8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●死亡給付金・学資金・満期保険金の支払事由——第2条

3. 保険料払込の免除

第7条（保険料払込の免除）

1. 次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する第10条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
(1) 保険契約者が保険料払込期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
(2) 保険契約者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 戦争その他の変乱
(3) 保険契約者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (4) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定により保険料の払込を免除します。
3. 保険契約者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第22条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第1項の保険料払込の免除事由の(2)の規定を適用します。ただし、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
4. 保険契約者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、保険料の払込を免除します。

5. 保険契約者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって身体障害の状態（表3）に該当した場合には、当社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって身体障害の状態に該当した保険契約者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、保険料の払込を免除します。
6. 保険料の払込が免除された場合には、当社は、以後第10条に定める保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
7. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。
 - (1) 基準保険金額の減額
 - (2) 保険契約者の変更
 - (3) 保険種類の転換
8. 保険契約者が死亡し、第1項の規定により保険料の払込が免除されないときは、保険契約は保険契約者の死亡時に消滅します。この場合、当社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。

⇒●責任開始期・後継保険契約者・契約応当日——第1条

●基準保険金額の減額——第26条 ●保険契約者の変更——第28条

●保険種類の転換——第39条

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 <ol style="list-style-type: none"> (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>口唇音</td> <td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td> </tr> <tr> <td>歯舌音</td> <td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td> </tr> <tr> <td>口蓋音</td> <td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td> </tr> <tr> <td>喉頭音</td> <td>は行音</td> </tr> </tbody> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	<p>「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="759 327 1422 891"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td> <td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td> </tr> <tr> <td>2. 排便</td> <td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>3. 排尿</td> <td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td> <td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td> </tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td> <td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td> </tr> <tr> <td>6. 起居</td> <td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td> </tr> <tr> <td>7. 歩行</td> <td>立った状態から歩くこと</td> </tr> <tr> <td>8. 入浴</td> <td>一般家庭浴槽に出入りすること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
両下肢を足関節以上で失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。																		
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1下肢を足関節以上で失ったもの	② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1手の5手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第8条（保険料払込の免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が保険料払込期間中に死亡したことにより保険料払込の免除事由が生じたときは、後継保険契約者。以下第2項において同じ。）は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 保険料払込の免除の請求については、第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第4項から第8項までの規定を準用します。この場合、第6条第5項から第8項までの確認には、当会社の指定した医師による保険契約者の診断を含みます。

⇒●保険料払込の免除事由——第7条

4. 当会社の責任開始期**第9条（当会社の責任開始期）**

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1項により、当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第20条

5. 保険料の払込**第10条（保険料の払込）**

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第11条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに、死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに、保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
6. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
7. 月払の保険契約が基準保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外となったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
8. 年一括払契約または半年一括払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に支払います。
 - (1) 保険契約の消滅。ただし、第3条（学資金、満期保険金および死亡給付金の支払に関する補則）第6項、第18条（死亡給付金不法取得目的による無効）または第19条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 - (2) 基準保険金額の減額
 - (3) 保険料払込の免除事由
9. 第8項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
10. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第8項の規定は適用しません。
11. 月払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第8項各号の事由が生じたときであっても、当会

社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。

12. 第11項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
半年一括払	平成26年11月1日～平成26年11月30日	平成27年5月1日～平成27年5月31日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成28年5月1日～平成28年5月31日

⇒●契約応当日、基準保険金額——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●死亡給付金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

第11条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
 - (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法（経路）の範囲内で、保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となったときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条（年一括払保険料の前納）

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年以上を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第13条（月払保険料の一括払）

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
2. 保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

1. 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
年一括払	

2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は、解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
3. 猶予期間中に、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を、満期保険金ま

たは死亡給付金から差し引きます。

4. 猶予期間中に第7条（保険料払込の免除）第1項の規定による保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

参考

たとえば、契約日が平成26年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	平成26年6月1日～平成26年6月30日	平成26年7月1日～平成26年7月31日
半年一括払	平成26年11月1日～平成26年11月30日	平成26年12月1日～平成27年1月1日
年一括払	平成27年5月1日～平成27年5月31日	平成27年6月1日～平成27年7月1日

- ⇒●払込期月——第10条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第24条
●満期保険金・死亡給付金の支払事由——第2条 ●保険料払込の免除事由——第7条

7. 保険料の自動貸付

第15条（保険料の自動貸付）

- 保険料の払込がないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返還金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- 本条の貸付は、貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返還金額（その保険料の払込があったものとして払込年月数により計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）をこえない間、行われるものとします。
- 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎの各号のとおりとします。
 - 月払契約の場合
半年単位の契約応当日を基準とし、払い込むべき月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額。ただし、この期間全体についての貸付ができないときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額とします。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
払い込むべき保険料に相当する額。ただし、年一括払契約の場合で、解約返還金額が年一括払保険料とその利息の合計額には満たないものの、半年一括払保険料とその利息の合計額を上回るときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、保険料の払込方法（回数）を半年一括払に変更したうえで、半年一括払保険料に相当する額を貸し付けます。
- 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
- 本条の貸付金の利息は、当社所定の利率（年一括払契約においては年8%以下、半年一括払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり元金に繰り入れます。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。
 - 月払契約の場合
半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の貸付ができなかった場合は、貸し付けられた保険料相当額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。
- 第5項第2号の規定にかかわらず、月払契約の場合で、新たに保険料相当額の貸付が行われない場合の本条の貸付金の利息は、直前に利息を元金に繰り入れた日の半年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。ただし、その後、新たに本条による貸付が行われる場合は、本条の貸付金の利息は、その貸付が行われるときに元金に繰り入れます。
- 本条の貸付金のある保険契約において、保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に貸付金の利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに貸付金の利息を元金に繰り入れます。

- ⇒●猶予期間——第14条 ●解約返還金——第24条 ●契約者貸付——第27条
●契約応当日——第1条

第16条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間満了の日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約の請求があったときは、当社は、保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- ⇒●保険料の自動貸付——第15条 ●猶予期間——第14条 ●解約——第24条

8. 保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第27条（契約者貸付）第6項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
3. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第2項に定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効——第14条

9. 保険契約の無効および取消

第18条（死亡給付金不法取得目的による無効）

保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活または保険契約者の変更をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第19条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際して、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第20条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際、保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第9条 ●復活——第17条

第21条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当会社は、保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、保険契約者の死亡、高度障害状態（表2）または身体障害の状態（表3）が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●保険料払込の免除事由、高度障害状態、身体障害の状態——第7条
●後継保険契約者——第1条 ●解約返還金——第24条

第22条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、第20条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

(1) 当会社が、保険契約の締結、復活または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または

過失のため知らなかったとき

- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第20条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第20条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●保険料払込の免除事由——第7条

第23条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、後継保険契約者または被保険者がこの保険契約の保険料払込の免除事由を発生させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関し、死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による学資金、満期保険金または死亡給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により学資金、満期保険金または死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●後継保険契約者——第1条 ●死亡給付金の支払事由——第2条
●保険料払込の免除事由——第7条 ●解約返還金——第24条

11. 解約および解約返還金

第24条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）および学資金の支払時期によって計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第25条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡給付金の受取人（5年ごと配付育英年金特約が付加されている場合には特約育英年金の受取人を含みます。以下本条において同じ。）が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、死亡給付金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が学資金、満期保険金または死亡給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に支払います。

⇒●解約——第24条 ●学資金・満期保険金・死亡給付金の支払事由——第2条

12. 基準保険金額の減額**第26条（基準保険金額の減額）**

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、基準保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基準保険金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 基準保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基準保険金額の減額をした場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金を、それらの元利金の返済にあてます。
4. 基準保険金額の減額をしたときは、減額分は解約したものと取り扱います。
5. 基準保険金額の減額をしたときは、その後の保険料を改めます。

⇒●解約・解約返還金——第24条

13. 契約者貸付**第27条（契約者貸付）**

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）は、解約返還金の所定の範囲内（保険料の自動貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の貸付および保険料の自動貸付の元利金の合計額が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 当会社が第5項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

⇒●解約返還金額——第24条 ●保険料の自動貸付——第15条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条

14. 保険契約者および後継保険契約者**第28条（保険契約者の変更）**

1. 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約者の変更の場合には、当会社所定の金額を授受し、将来に向かって保険料を改めます。
4. 当会社が保険契約者の変更を承諾した場合には、つぎの時から変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 当会社所定の金額の払込を要しない場合

新たに保険契約者となる者に関する告知の時

(2) 当会社所定の金額の払込を要する場合

当会社所定の金額を受け取った時（新たに保険契約者となる者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

5. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。
6. 保険契約者の変更によって当会社所定の金額を返還する場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元金金の返済にあてます。
7. つぎの各号の場合には、当会社は、保険契約者の変更を取り扱いません。
 - (1) 新たに保険契約者となる者の契約日における契約年齢が、当会社の定めた年齢範囲外であるとき
 - (2) 新たに保険契約者となる者が、当会社の定めた範囲外の者であるとき
 - (3) 保険料の払込が免除されているとき

⇒●告知——第20条 ●契約日——第9条 ●契約年齢——第33条 ●保険料払込の免除——第7条

第29条（後継保険契約者の指定および変更）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者または被保険者の父母もしくはその他の親族のうちから1人を後継保険契約者として指定するものとします。
2. 保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、後継保険契約者を変更することができます。
3. 保険契約者の死亡後、後継保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
4. 第2項および第3項の場合、変更後の後継保険契約者は、第1項に規定する範囲内のいずれか1人であることを要します。
5. 後継保険契約者の変更をするときは、保険契約者（第3項の場合には、後継保険契約者）は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
6. 本条の規定により後継保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

⇒●後継保険契約者——第1条

第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）

1. 保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が後継保険契約者に承継されます。この場合、後継保険契約者は、保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
2. つぎのいずれかに該当する場合には、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 保険契約者が死亡し、第7条（保険料払込の免除）第1項の規定により保険料の払込が免除されないとき。この場合、保険契約は、保険契約者の死亡時に消滅し、当会社は、責任準備金を保険契約者の法定相続人に支払います。
 - (2) 保険契約者が死亡した時と、後継保険契約者が死亡した時の先後が明らかでないとき
3. 保険料払込期間が満了している場合またはすでに保険料の払込が免除されている場合で、保険契約者が後継保険契約者の故意によって死亡したときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 後継保険契約者と被保険者が異なるときは、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (2) 後継保険契約者が被保険者であるときは、つぎのとおりとします。
 - (ア) 保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとし、第1項の規定により取り扱います。
 - (イ) 新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は他の後継保険契約者を代理するものとし、代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が後継保険契約者の1人に対してした行為は、他の後継保険契約者に対しても効力を生じます。また、後継保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

⇒●後継保険契約者——第1条

第31条（後継保険契約者が死亡した場合の取扱）

1. 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、後継保険契約者が死亡したときは、その死亡時に、被保険者が新たな後継保険契約者に変更されたものとします。
2. 保険契約者の死亡後、後継保険契約者が死亡し、第1項の規定により被保険者が新たな後継保険契約者となるときは、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる被保険者に承継されます。この場合、被保険者は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。
3. 後継保険契約者が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでないときは、第2項の規定を適用しません。
4. 後継保険契約者と被保険者が異なる場合で、保険契約者の死亡後に後継保険契約者が被保険者の故意によって死亡したときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、後継保険契約者の法定相続人が新たな後継保険契約者に変更されたものとして、後継保険契約者の死亡時に、保険契約上の一切の権利義務が新たな後継保険契約者となる後継保険契約者の法定相続人に承継されます。この場合、後継保険契約者の法定相続人は、後継保険契約者の死亡の事実を証する書類を添えて、すみやかに当会社に通知してください。また、新たな後継保険契約者が2人以上の場合には、第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）第3項第2号(イ)の規定を適用します。

第32条（保険契約者の住所の変更）

1. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに、当社の本店または当社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 年齢の計算その他の取扱

第33条（年齢の計算）

1. 保険契約者および被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月をこえるものは1年とします。
2. 保険契約締結後の保険契約者および被保険者の年齢は、学資金の支払事由にかかわる被保険者の年齢の計算を除き、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第9条 ●学資金の支払事由——第2条 ●契約応当日——第1条

第34条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本号において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由の発生後は、当社は、すでに払い込まれた保険料に不足分があるときは、支払うべき金額からその金額を差し引きます。
 - (ウ) 実際の年齢にもとづく学資金の支払事由がすでに生じていた場合で、学資金を支払っていない場合には、当社は、学資金を支払い、実際の年齢にもとづく学資金の支払事由が生じる前に学資金を支払っていた場合には、当社は、支払った学資金の返還を請求します。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約を無効とし、当社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。この場合、学資金、満期保険金、死亡給付金またはその他当会社からの支払金があるときは、当社は、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものととして、第1号と同様に取り扱い扱います。
 - (ウ) 第28条（保険契約者の変更）の規定により保険契約者の変更が行われた後に、前(ア)の規定によりこの保険契約を無効とする場合には、当社は、保険契約者の変更後に払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
2. 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約日——第9条 ●契約年齢——第33条

16. 契約者配当金の割当および支払

第35条（契約者配当金の割当）

1. 当社は、当社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日（以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約。ただし、5年ごとの契約応当日等が保険契約の有効中に到来する場合に限ります。
 - (ア) 契約日（保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日）から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - (イ) 保険料払込期間の満了日の翌日
 - (2) つぎの事業年度中に、保険期間の満了日の翌日が到来する保険契約
 - (3) つぎの事業年度中に消滅（保険期間が満了して消滅する場合を除きます。以下本項において同じ。）するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(イ)に該当するときは、(ア)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (ア) 死亡給付金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (イ) 死亡給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅（直

前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以内に消滅する場合を除きます。)する保険契約。ただし、基準保険金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても契約者配当金を割り当てる場合があります。

⇒●契約応当日——第1条 ●契約日——第9条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●死亡給付金の支払——第2条

第36条 (契約者配当金の支払)

- 第35条(契約者配当金の割当)第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの各号のとおり支払います。
 - つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。)から請求があったときに保険契約者に支払います。
 - 第1号の規定によって支払う契約者配当金は、満期保険金または死亡給付金を支払うときは、それらとともに支払います。
- 第35条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険期間の満了時に満期保険金とともに保険契約者に支払います。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第35条第1項第3号の規定によって割り当てた契約者配当金は、保険契約者に支払います。なお、死亡給付金を支払うときは死亡給付金とともに支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
- 第35条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき保険契約者に支払います。
- 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条(学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所)の規定を準用します。

⇒●契約応当日——第1条 ●保険契約の消滅——第2条、第24条
●満期保険金・死亡給付金の支払——第2条

17. 時効

第37条 (時効)

学資金、満期保険金、死亡給付金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

18. 保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行

第38条 (保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、保険契約者または被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

19. 保険種類の転換

第39条 (保険種類の転換)

- 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、この保険契約を当会社の認める他の保険種類に転換することができます。
- 保険種類を転換する場合には、転換特約条項を適用するものとし、転換後の保険契約には、転換後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

20. 管轄裁判所

第40条 (管轄裁判所)

- この保険契約における学資金、満期保険金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - 学資金の受取人、満期保険金の受取人または死亡給付金の受取人(学資金、満期保険金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者)の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所
- この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

21. 出生前加入特則

第41条（特則の適用）

この特則は、被保険者となるべき者が保険契約締結の際に胎児である場合に適用します。

第42条（被保険者）

第41条（特則の適用）における胎児（以下「胎児」といいます。）は、出生した時から被保険者となります。

第43条（出生の通知）

1. 被保険者が出生したときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、すみやかに当会社に、必要な書類（別表1）を提出して、その旨を通知してください。
2. 第1項の通知があったときは、保険証券に表示します。

第44条（流産、死産等の場合の取扱）

1. 胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（すでに保険料払込の免除事由が生じていたときを含みます。）には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 保険契約者は第1項の事実を知ったときは、当会社に、必要な書類（別表1）を提出して、その旨を通知してください。

第45条（胎児が複数の場合の取扱）

1. 複数の胎児が出生した場合には、戸籍上先順位に記載される者を被保険者とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、胎児が複数の場合で、かつ、保険契約の締結の際に保険契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位に記載される者を被保険者とします。
3. 第2項の場合、胎児の流産または死産等により、指定した戸籍上の順位に該当する者が出生しなかったときは、第44条（流産、死産等の場合の取扱）の規定により同様に取り扱います。

第46条（出生前に保険契約者が死亡した場合の取扱）

被保険者となるべき者の出生前に保険契約者が死亡した場合で、被保険者となるべき者が後継保険契約者であるときは、その者の出生した時に、保険契約上の一切の権利義務が承継されるものとします。

⇒●後継保険契約者——第1条

第47条（契約年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の契約年齢は、第33条（年齢の計算）第1項の規定にかかわらず、0歳とします。

⇒●契約日——第9条

第48条（契約日および契約年齢の変更）

1. 当社が第43条（出生の通知）第1項の通知を受け取った場合、被保険者の出生日が契約日からその日を含めて6か月をこえていたときは、当社は、第9条（当社の責任開始期）第2項の規定にかかわらず、被保険者の出生日の6か月前の応当日（6か月前の月に応当日がないときはその月の翌月1日。以下第2項において同じ。）を契約日とします。この場合、保険契約者の契約年齢に変更があればこれを改めます。
2. 第1項の規定にかかわらず、被保険者の出生日の6か月前の応当日の前日までに第7条（保険料払込の免除）第1項に定める保険料払込の免除事由が生じていた場合には、契約日の変更は行いません。
3. 第1項の規定により、保険契約者の契約年齢を改めたときは、変更後の契約年齢にもとづいて保険料を改めます。
4. 第1項および第3項の場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本項において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。

⇒●契約日——第9条

22. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第49条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

1. 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - (1) 当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - (2) 当社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番

号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時

2. 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとして扱います。
 - (1) 当社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - (2) クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当社が保険契約の申込を承諾したときは、当社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当社所定の金額の払込を要する変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期——第1条、第9条

23. 保険料払込の免除不担保特則

第50条（保険料払込の免除不担保特則）

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特則を適用させることができず。この特則を適用した場合、第7条（保険料払込の免除）の規定は適用せず、保険料の払込を免除しません。また、保険期間の途中でこの特則の適用を停止することはできません。
2. この特則を適用した保険契約については、第1項のほか、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) つぎの規定は適用しません。
 - (ア) 第6条（学資金、満期保険金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項第3号
 - (イ) 第8条（保険料払込の免除の請求）
 - (ウ) 第10条（保険料の払込）第5項、第8項第3号および第10項
 - (エ) 第14条（猶予期間および保険契約の失効）第4項
 - (オ) 第20条（告知義務）
 - (カ) 第21条（告知義務違反による解除）
 - (キ) 第22条（保険契約を解除できない場合）
 - (ク) 第23条（重大事由による解除）第1項第2号および第2項第2号
 - (ケ) 第28条（保険契約者の変更）第3項、第4項、第6項および第7項第3号
 - (コ) 第30条（保険契約者の死亡による保険契約の権利義務の承継）第2項第1号
 - (サ) 第34条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）第2項
 - (シ) 第48条（契約日および契約年齢の変更）第2項および第3項
 - (2) 第9条（当社の責任開始期）第1項第2号中「第1回保険料充当金を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「第1回保険料充当金を受け取った時」と読み替えます。
 - (3) 第10条第3項中「保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったとき」とあるのは「保険契約が消滅したとき」と読み替えます。
 - (4) 第10条第6項、第11条（保険料の払込方法（経路））、第12条（年一括払保険料の前納）第1項および第3項、第13条（月払保険料の一括払）第1項、第14条第2項、第15条（保険料の自動貸付）、第16条（保険料の自動貸付の取消）、第17条（保険契約の復活）第1項および第2項、第26条（基準保険金額の減額）ならびに第39条（保険種類の転換）中「保険契約者」とあるのは「保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）」と読み替えます。
 - (5) 第17条第3項中「第2項に定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）」とあるのは「第2項に定める金額を受け取った時」と読み替えます。
 - (6) 第23条第1項第3号中「死亡給付金または保険料払込の免除の請求」とあるのは「死亡給付金の請求」と、「死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）」とあるのは「死亡給付金の受取人」と、第23条第2項中「学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由」とあるのは「学資金、満期保険金または死亡給付金の支払事由」と読み替えます。
 - (7) 第30条第3項中「保険料払込期間が満了している場合またはすでに保険料の払込が免除されている場合で」とあるのは「保険料払込の免除不担保特則を適用した場合で」と読み替えます。
 - (8) 第37条（時効）中「解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除」とあるのは、「解約返還金または契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払」と読み替えます。
 - (9) 第38条（保険契約者および被保険者の業務、転居および旅行）中「保険契約者および被保険者」および「保険契約者または被保険者」とあるのは「被保険者」と読み替えます。
 - (10) 第44条（流産、死産等の場合の取扱）中「胎児が流産または死産等により出生しなかった場合（すでに保険料払込の免除事由が生じていたときを含みます。）」とあるのは「胎児が流産または死産等により出生しなかった場合」と読み替えます。

24. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第51条（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

1. 保険契約者または被保険者は、当社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法そ

の他の情報通信技術を利用する方法)により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。

2. 第1項のほか、当社は、別表1に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
3. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、第1項および第2項の規定を準用します。

別表 1 請求書類

(1) 学資金、満期保険金、死亡給付金、保険料払込の免除の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	学資金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、学資金の受取人と同一人の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 学資金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
2	満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、満期保険金の受取人と同一人の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券
3	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4	保険料払込の免除 保険契約者が死亡した場合	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が後継保険契約者と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (7) 後継保険契約者の戸籍抄本
	保険契約者が高度障害状態（表2）または身体障害の状態（表3）に該当した場合	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故により免除事由に該当した場合） (6) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 保険契約者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	死亡給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡給付金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

	項 目	必 要 書 類
4	基準保険金額の減額	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
5	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6	後継保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 新たに保険契約者となる者についての当会社所定の告知書 (3) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
8	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	出生通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
10	流産・死産等の通知	(1) 当会社所定の通知書 (2) 医師または助産師の流産・死産等を証する書類 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
<p>(注) 1. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求の場合には、保険契約者について、7の請求の場合には新たに保険契約者となる者について、当会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。</p> <p>2. 2、5、6、8の請求の場合には、保険契約者が死亡しているときは、後継保険契約者の印鑑証明書を提出してください。</p>		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(いずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの) (2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの) (3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの) (4) 身体の動揺(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

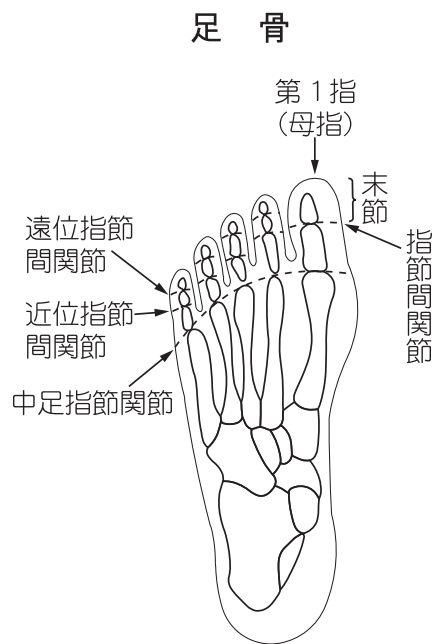
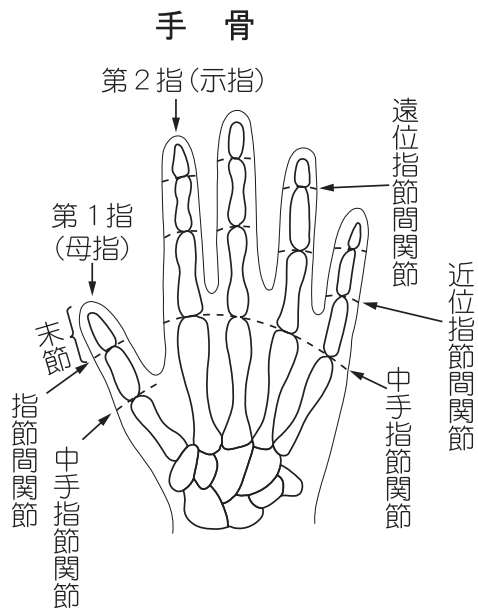
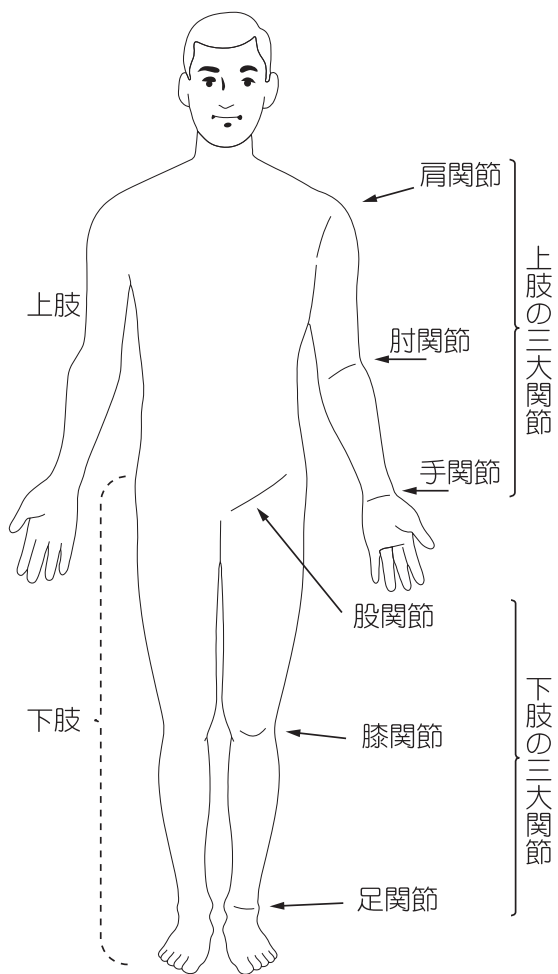
備考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 保険契約者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 保険契約者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 保険契約者が自覚可能な身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



5年ごと配当付育英年金特約条項 目次

この特約の概要

第1条	特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払	第13条	特約の復活
第2条	特約育英年金の支払に関する補則	第14条	告知義務
第3条	特約満期給付金および特約死亡給付金の支払に関する補則	第15条	告知義務違反による解除
第4条	特約育英年金の現価の一時支払	第16条	特約を解除できない場合
第5条	特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所	第17条	重大事由による解除
第6条	特約の保険料払込の免除	第18条	特約の解約
第7条	特約の締結および責任開始期	第19条	特約の返還金
第8条	特約の保険期間および保険料払込期間	第20条	特約の消滅とみなす場合
第9条	特約の保険料の払込	第21条	債権者等により特約が解約される場合の取扱
第10条	猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	第22条	特約基準年金額の減額
第11条	特約の失効	第23条	契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱
第12条	特約保険料の自動貸付	第24条	特約の契約者配当金
		第25条	主契約の契約内容変更等に伴う特約の取扱
		第26条	管轄裁判所
		第27条	主約款の規定の準用
		第28条	主契約について出生前加入特約が適用された場合の特約

5年ごと配当付育英年金特約条項

(平成25年4月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
特約育英年金	保険契約者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに支払います。
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。

第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）

1. この特約において支払う特約育英年金はつぎのとおりです。

(1) 第1回特約育英年金はつぎのとおりです。

	特約育英年金・特約満期給付金・特約死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約育英年金・特約死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
第1回特約育英年金	保険契約者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約基準年金額と同額	後継保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活または保険契約者の変更の取扱いが行われた場合には、復活の取扱いが行われた際の保険契約上の責任が開始される時および保険契約者の変更の際の変更の効力が生じた時のうち、最もその時期が遅い時。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
	保険契約者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。		保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 戦争その他の変乱

(2) 第2回以後の特約育英年金は、第1回特約育英年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、この特約の保険期間中に限りつぎのとおり支払います。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
第2回以後の特約育英年金	保険契約者が死亡したことにより第1回特約育英年金が支払われたとき	特約基準年金額と同額	後継保険契約者	——
	保険契約者が高度障害状態に該当したことにより第1回特約育英年金が支払われたとき		保険契約者	——

2. この特約において支払う特約満期給付金および特約死亡給付金はつぎのとおりです。

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約満期給付金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているとき	特約基準年金額の30%	保険契約者	—
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	表2の金額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）の故意 (2) 戦争その他の変乱

表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込みがない場合 (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態 (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態 (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態 (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態 <table border="1" data-bbox="794 1391 1410 1592"> <tbody> <tr> <td>口唇音</td> <td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td> </tr> <tr> <td>歯舌音</td> <td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td> </tr> <tr> <td>口蓋音</td> <td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td> </tr> <tr> <td>喉頭音</td> <td>は行音</td> </tr> </tbody> </table> ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合 ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のもものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込みのない場合をいいます。	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 食物の摂取</td> <td>はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td> </tr> <tr> <td>2. 排便</td> <td>洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>3. 排尿</td> <td>洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td> </tr> <tr> <td>4. 排便および排尿の後始末</td> <td>排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td> </tr> <tr> <td>5. 衣服の着脱</td> <td>ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td> </tr> <tr> <td>6. 起居</td> <td>横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td> </tr> <tr> <td>7. 歩行</td> <td>立った状態から歩くこと</td> </tr> <tr> <td>8. 入浴</td> <td>一般家庭浴槽に出入りすること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	<p>(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p> <p>② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p> <p>(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p> <p>② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p>																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
両下肢を足関節以上で失ったもの																			
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

表2 特約死亡給付金

<p>特約死亡給付金はつぎの算式によって計算される金額とします。</p> $(\text{特約基準年金額に対する月払保険料}) \times (\text{経過月数})$ <p>(注) 1. 上記の「経過月数」は、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの月数とします。</p> <p>2. 特約基準年金額の減額または保険契約者の変更が行われた場合には、この特約の締結時から、被保険者の死亡時の特約基準年金額および保険契約者であったものとして計算します。</p>
--

第2条（特約育英年金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、特約育英年金を支払います。
2. 保険契約者が死亡した時または高度障害状態（表1）に該当した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、第1回特約育英年金の支払事由の発生時期およびこの特約の消滅については、保険契約者が先に死亡し、または高度障害状態に該当したものとみなして取り扱います。

3. 第1回特約育英年金の支払事由に複数該当した場合でも、当社は、第1回特約育英年金を重複しては支払いしません。また、第1回特約育英年金が支払われた場合、その支払後に別の支払事由に該当したことによる第1回特約育英年金の請求を受けても、当社は、これを支払いしません。
4. 保険契約者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表1）に該当した場合には、当社は、特約育英年金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した保険契約者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、特約育英年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
5. 保険契約者が死亡し、第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める免責事由によって第1回特約育英年金が支払われない場合には、この特約は、その死亡時に消滅します。
6. 第5項の場合、当社は、この特約の責任準備金を保険契約者の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）に支払います。ただし、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が消滅せず、かつ、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により後継保険契約者に保険契約上の一切の権利義務が承継されるときは、この特約の責任準備金を後継保険契約者に支払います。
7. 第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合（その免責事由に該当するときを除きます。以下本条において同じ。）で、その後にこの特約が消滅したときは、第1条に定める特約育英年金の支払の規定にかかわらず、当社は、特約育英年金の未支払分の現価を特約育英年金の受取人に一時に支払います。
8. 特約育英年金の受取人を第1条に定める保険契約者または後継保険契約者以外の者に変更することはできません。
9. 第8項の規定にかかわらず、保険契約者が高度障害状態（表1）に該当したことにより第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合で、その後に保険契約者が死亡したときは、後継保険契約者を特約育英年金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
10. 保険契約者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に高度障害状態（表1）に該当した場合でも、当社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第16条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第1条の第1回特約育英年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
11. 保険契約者が死亡したことにより第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合で、その後に後継保険契約者（被保険者と異なる者）が死亡したときは、主約款の規定により変更された後継保険契約者を特約育英年金の受取人として扱います。

第3条（特約満期給付金および特約死亡給付金の支払に関する補則）

1. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、特約死亡給付金を支払います。
2. 保険契約者が死亡した時と、被保険者が死亡した時の先後が明らかでない場合、特約死亡給付金の支払事由の発生時期については、保険契約者が先に死亡したものとみなして取り扱います。
3. 保険契約者の死亡後は、後継保険契約者を特約満期給付金の受取人および特約死亡給付金の受取人として扱います。
4. 特約満期給付金の受取人および特約死亡給付金の受取人を保険契約者（第3項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
5. 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
6. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当社は、特約死亡給付金を支払いしません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、特約死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
7. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合で、特約死亡給付金が支払われないときは、当社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
8. 特約満期給付金または特約死亡給付金を支払う場合に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当社は、特約満期給付金または特約死亡給付金（第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

第4条（特約育英年金の現価の一時支払）

1. 第1回特約育英年金の支払事由の発生後、その受取人は、将来の特約育英年金の支払にかえて、特約育英年金の現価の一時支払を請求することができます。
2. 当社が、特約育英年金の現価を一時に支払った場合には、特約育英年金部分は消滅します。

第5条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 第1回特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または後継保険契約者は、すみやかに当社に通知してください。
2. 支払事由の生じた第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を請求してください。
3. 当社は、第1回特約育英年金を支払うときに、育英年金証書を作成して、その受取人に交付します。
4. 第2回以後の特約育英年金の支払日が到来したときは、その受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その年金を請求してください。
5. 特約育英年金の現価の一時支払を請求するときは、その受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出し

てください。

6. 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の請求を受けた場合、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
7. 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の請求時までには当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第6項の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
 - (2) 特約育英年金または特約死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この特約条項に定める重大事由または主約款に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合
 - (ア) 第2号および第3号に定める事項
 - (イ) 第17条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
 - (ウ) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人のこの特約の締結の目的
 - (エ) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人または特約死亡給付金の受取人の特約育英年金もしくは特約死亡給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約育英年金もしくは特約死亡給付金の請求時までにおける事実
8. 第7項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第6項および第7項の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 - (1) 第7項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 第7項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 第7項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第7項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 第7項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
9. 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払いません。
10. 第7項または第8項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当社は、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

第6条（特約の保険料払込の免除）

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

第7条（特約の締結および責任開始期）

1. 保険契約者は、主契約締結の際、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、第7条（特約の締結および責任開始期）に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

第9条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までに第1回特約育英年金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当

会社は、第1回特約育英年金または特約死亡給付金から未払込保険料を差し引きます。ただし、第1回特約育英年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、第1回特約育英年金を支払いません。

3. 主約款の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
5. 主約款の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 特約基準年金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
6. 第5項の規定は、主約款の保険料の払込方法（回数）が月払の場合の第1回保険料について準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、第1回特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 第1回特約育英年金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、第1回特約育英年金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主約款が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約保険料の自動貸付）

主約款の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主約款の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。この場合、この特約の解約返還金を主約款の解約返還金に加えて取り扱います。

第13条（特約の復活）

1. 主約款の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 当会社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第14条（告知義務）

当会社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者）は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者（保険契約者の変更の場合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当会社は、第1回特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、特約育英年金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに特約育英年金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、特約育英年金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者（保険契約者の変更の場合

合には、新たに保険契約者となる者。以下本条において同じ。）が、第14条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当社が、この特約の締結、復活または保険契約者の変更の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、特約育英年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第17条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または特約死亡給付金の受取人が特約死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者または特約育英年金の受取人がこの特約の特約育英年金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約育英年金（保険料払込の免除を含みます。）または特約死亡給付金の請求に関し、特約育英年金の受取人、特約死亡給付金の受取人または保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当社の保険契約者、後継保険契約者、被保険者、特約育英年金の受取人、特約満期給付金の受取人または特約死亡給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当社は、特約育英年金、特約満期給付金もしくは特約死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金（第1回特約育英年金の支払事由の発生後にこの特約を解除したときは特約育英年金の未支払分の現価）を保険契約者（特約育英年金の未支払分の現価を支払うときは特約育英年金の受取人）に支払います。

第18条（特約の解約）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条（特約の返還金）

1. この特約が解約または解除されたときは、当社は、この特約の経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数がこの特約の保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算した解約返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
2. この特約が第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定により消滅したときは、第1項の規定を準用します。ただし、第2条（特約育英年金の支払に関する補則）第6項の場合を除きます。

3. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第20条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

第21条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由が生じた場合の取扱

第22条（特約基準年金額の減額）

1. 保険契約者は、第1回特約育英年金の支払事由の発生前であれば、特約基準年金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準年金額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定により、特約基準年金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第23条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された保険契約者または被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本号において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、特約育英年金、特約満期給付金または特約死亡給付金の支払事由の発生後は、当会社は、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、支払うべき金額からその金額を差し引きます。
 - (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) この特約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。この場合、当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
 - (ウ) 主約款の規定により保険契約者の変更が行われた後に、前(ア)の規定によりこの特約を無効とする場合には、保険契約者の変更後に払い込まれた保険料を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。
2. 保険契約申込書に記載された保険契約者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項の規定を準用して取り扱います。

第24条（特約の契約者配当金）

この特約の契約者配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。

第25条（主契約の契約内容変更等に伴う特約の取扱）

1. 主契約の基準保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
2. 主約款の規定により保険契約者の変更が行われるときは、この特約についても当会社所定の金額を授受し、将来に向かって特約保険料を改めます。
3. 第2項の保険契約者の変更の場合、新たに保険契約者となる者の主契約の契約日における契約年齢が、この特約について当会社の定めた年齢範囲外となるときは、当会社は、主約款の規定にかかわらず、保険契約者の変更を取り扱いません。
4. 第2項の場合、保険契約者の変更によって当会社所定の金額を返還する際に、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

第26条（管轄裁判所）

この特約における特約育英年金、特約満期給付金、特約死亡給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（主契約について出生前加入特約が適用された場合の特則）

主契約について出生前加入特約が適用された場合には、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 被保険者となるべき胎児が流産または死産等により出生せず、主約款の流産、死産等の場合の取扱の規定により主契約が無効となるときは、この特約についても無効とし、主約款の規定に準じて取り扱います。この場合、すでに第1回特約育英年金の支払事由が生じていたときも同様とします。
- (2) 第1回特約育英年金の支払事由が生じた場合（ただし、その免責事由に該当するときは除きます。）でも、その支払事由の発生が被保険者となるべき者の出生前であるときは、第1条（特約育英年金、特約満期給付金および特約死亡給付金の支払）に定める特約育英年金の支払の規定にかかわらず、当社は、被保険者となるべき者が出生するまで、第1回特約育英年金を支払いません。ただし、第2回以後の特約育英年金については、第1回特約育英年金の支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日とします。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約育英年金（特約育英年金の現価の一時支払を含む）	<p>ア. 保険契約者が死亡した場合</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書）</p> <p>(3) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(5) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本</p> <p>(6) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書</p> <p>(7) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(8) 保険証券</p> <p>イ. 保険契約者が高度障害状態（表 1）に該当した場合</p> <p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 当会社所定の様式による医師の診断書</p> <p>(3) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本</p> <p>(5) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書</p> <p>(6) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(7) 保険証券</p>
	第 2 回 以後の特約育英年金	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 被保険者の住民票（ただし、特約育英年金の受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(3) 特約育英年金の受取人の戸籍抄本</p> <p>(4) 特約育英年金の受取人（未成年者のときは、その法定代理人）の印鑑証明書</p> <p>(5) 育英年金証書</p>
2	特約満期給付金	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 被保険者の住民票（ただし、特約満期給付金の受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(3) 特約満期給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</p> <p>(4) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(5) 保険証券</p>
3	特約死亡給付金	<p>(1) 当会社所定の請求書</p> <p>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書）</p> <p>(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</p> <p>(4) 特約死亡給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書</p> <p>(5) 最終の保険料払込を証する書類</p> <p>(6) 保険証券</p>
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

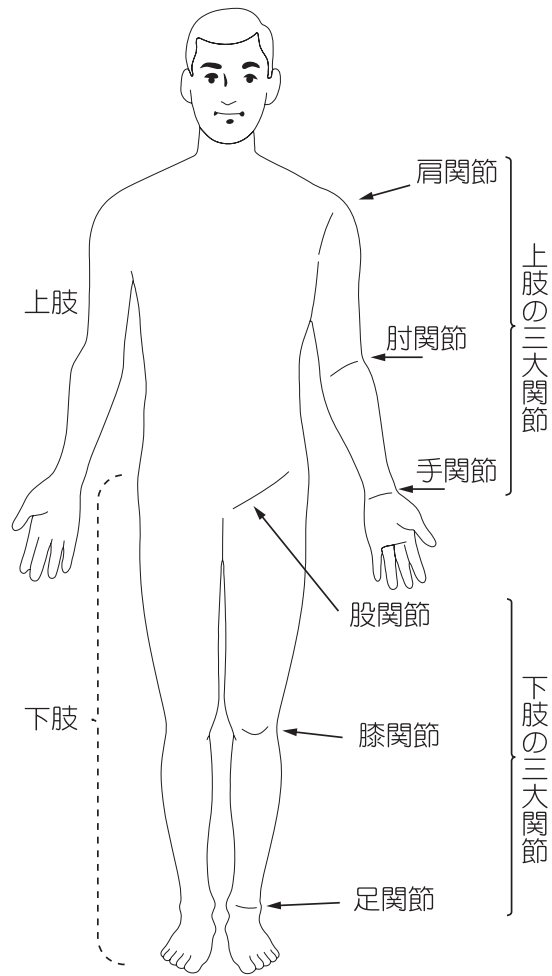
備 考

責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につきのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 保険契約者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 保険契約者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 保険契約者が自覚可能な身体の異常が存在した場合

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）条項 目次

この特約の概要

- 第1条 災害保険金および障害給付金の支払
- 第2条 災害保険金の支払に関する補則
- 第3条 障害給付金の支払に関する補則
- 第4条 災害保険金および障害給付金の請求、支払時期
および支払場所
- 第5条 特約の保険料払込の免除
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の責任開始期
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約保険料の自動貸付
- 第13条 特約の復活
- 第14条 告知義務

- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の解約
- 第19条 特約の返還金
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 債権者等により特約が解約される場合の取扱
- 第22条 災害保険金額の減額
- 第23条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱
- 第24条 特約の契約者配当金
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 契約内容の登録
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加
した場合の特則

傷害特約D（5年ごと配当付こども学資保険用）条項

（平成26年9月18日改正）

（この特約の概要）

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症によって死亡したときに支払います。
障害給付金	被保険者が不慮の事故によって身体に所定の障害を受けたときに支払います。

第1条（災害保険金および障害給付金の支払）

この特約において支払う災害保険金および障害給付金はつぎのとおりです。

	災害保険金・障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合
災 害 保 険 金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表3）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	保 険 契 約 者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	支払事由に該当しても災害保険金・障害給付金を支払わない場合
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、この特約の保険期間中に、身体障害の種目および給付割合表（表1）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき	(1) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表1）の1から43の種目のいずれか1種目のみに該当する場合 災害保険金額に、身体障害の種目および給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 (2) 身体障害の状態が身体障害の種目および給付割合表（表1）の1から43の種目のうち2種目以上に該当する場合 その該当する各種目ごと（身体の同一部位（表2）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	保険契約者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

表1 身体障害の種目および給付割合表

等級	身体障害の種目		給付割合
第1級	1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1
	2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	⇒備考4
	3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	⇒備考6
	4	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両上肢を手関節以上で失ったもの (2) 両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	5	つぎのいずれかに該当するもの (1) 両下肢を足関節以上で失ったもの (2) 両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	6	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	7	1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	⇒備考7
第2級	8	1上肢および1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	⇒備考7
	9	つぎのいずれかに該当するもの (1) 10手指を失ったもの (2) 10手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8
	10	1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	—
	11	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2
第3級	12	1眼の視力を全く永久に失ったもの	⇒備考1
	13	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1上肢を手関節以上で失ったもの (2) 1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7

等級	身体障害の種目			給付割合
	14	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1下肢を足関節以上で失ったもの (2) 1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの (3) 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	50%
	15	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	⇒備考8	
	16	10足指を失ったもの	⇒備考9	
	17	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
第4級	18	両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	⇒備考1	30%
	19	言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考4	
	20	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	⇒備考6	
	21	1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	22	1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	⇒備考7	
	23	1下肢が永久に5cm以上短縮したもの	—	
	24	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	⇒備考8	
	25	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の5手指の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
第5級	26	10足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	15%
	27	1足の5足指を失ったもの	⇒備考9	
	28	1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	29	1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	30	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）を失ったもの (2) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）を含んで2手指を失ったもの (3) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	⇒備考8	
	31	1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
	32	1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9	
	33	両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考2	
第6級	34	1耳の聴力を全く永久に失ったもの	⇒備考2	10%
	35	鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考3	
	36	脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	⇒備考5	
	37	1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	38	1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	⇒備考7	
	39	1下肢が永久に3cm以上短縮したもの	—	
	40	つぎのいずれかに該当するもの (1) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの (2) 1手の第1指（母指）または第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったもの (3) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指または3手指の用を全く永久に失ったもの	⇒備考8	
41	1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの	⇒備考8		
42	1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの	⇒備考9		
43	1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	⇒備考9		

備考

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が70デシベル以上（40cmをこえると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「鼻の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難または嗅覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合
 - (ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態
 - (イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態
 - (ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態
 - (エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態

口唇音	ま行音、ば行音、ぱ行音、わ行音、ふ
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん
喉頭音	は行音

- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
 - ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

6. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害

- (1) 「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、つぎの1から8までの項目のほとんどについて、それぞれつぎに定める行為が自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

項目	行為
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと
7. 歩行	立った状態から歩くこと
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
 - ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
- (2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
 - ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
- (3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合
 - ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
- (4) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 手指の末節の2分の1以上を失った場合
 - ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
 - ① 第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合
 - ② 中足指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）のいずれかについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込みのない場合

表2 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、股関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 表1の第1級の4の障害に該当する場合には、両上肢を同一部位とします。
- (7) 表1の第1級の5の障害に該当する場合には、両下肢を同一部位とします。
- (8) 表1の第1級の6もしくは7または第2級の8の障害に該当する場合には、1上肢と1下肢を同一部位とします。
- (9) 表1の第2級の9の障害に該当する場合には、10手指を同一部位とします。
- (10) 表1の第2級の10の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢または1上肢と1下肢をそれぞれ同一部位とします。
- (11) 表1の第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、10足指を同一部位とします。

第2条（災害保険金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、第1条（災害保険金および障害給付金の支払）の災害保険金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を災害保険金の受取人とします。
2. 災害保険金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 当社は、第1条の規定によって災害保険金を支払う場合に、第1条に規定する障害給付金について、つぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、災害保険金から差し引きます。
 - (1) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 - (2) 災害保険金の支払原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
4. 第1条の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に、災害保険金の支払原因となった不慮の事故（別表2）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって死亡した場合には、当社は、災害保険金を支払いません。ただし、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、当社は、その程度に応じ、災害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第3条（障害給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、第1条（災害保険金および障害給付金の支払）の障害給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を障害給付金の受取人とします。
2. 障害給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. すでに身体障害の種目および給付割合表（表1）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（表2）に新たな身体障害が生じたときは、つぎの第1号の給付割合から第2号の給付割合を差し引いて得られる割合を、その新たに生じた身体障害についての給付割合とし、第1条の障害給付金の支払額の規定を適用します。
 - (1) すでにあった身体障害（以下本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
 - (2) 第1号の前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）
4. この特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態（表1の身体障害の種目および給付割合表に定めるいずれかの状態をいいます。）のうち回復の見込みがないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、かつ、その原因となった不慮の事故（別表2）の日からその日を含めて180日以内に回復の見込みがないことが明らかになったときは、保険期間の満了日にその身体障害の状態に該当したものとみなして第1条の障害給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、この特約の保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込みがないこととなった場合を除きます。
5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって障害給付金の支払事由に該当した場合には、当社は、障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって障害給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、当社は、その程度に応じ、障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
6. 第1条および本条第1項から第5項までの規定にかかわらず、この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して100%をもって限度とします。

第4条（災害保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）または被保険者は、すみやかに当社に通知してください。
2. 保険契約者は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害保険金または障害給付金を請求してください。
3. 災害保険金および障害給付金の支払時期および支払場所については、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定を準用します。

第5条（特約の保険料払込の免除）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

第6条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当社は、保険証券を交付しません。

第7条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所

定の金額を受け取った時（告知の前に受け取った場合は、告知の時）からこの特約上の責任を負います。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

1. この特約の保険期間は、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
2. この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第9条（特約の保険料の払込）

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日）以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、災害保険金または障害給付金から、未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時まで、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、障害給付金を支払いません。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
5. 主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 災害保険金額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
6. 第5項の規定は、主契約の保険料の払込方法（回数）が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、災害保険金または障害給付金から、未払込保険料を差し引きます。
2. 障害給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、障害給付金を支払いません。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。この場合、この特約の解約返還金を主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第13条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、当社の定める取扱にもとづき、この特約の復活の取扱をします。

第14条（告知義務）

当社が、この特約の締結または復活の際、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第15条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を

免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

3. 第2項の規定にかかわらず、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、災害保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第16条（特約を解除できない場合）

当社は、つぎのいずれかの場合には、第15条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第17条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人がこの特約の災害保険金もしくは障害給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の災害保険金または障害給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当社の保険契約者、被保険者、災害保険金の受取人または障害給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による災害保険金または障害給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により災害保険金または障害給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当社は、保険料の払込を免除しなかったものとして扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第18条（特約の解約）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第19条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合は、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありませぬ。
2. この特約が解約または解除されたときは、当社は、この特約の解約返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第9条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えませぬ。

第20条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は、消滅したものとみなします。

第21条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続
- (3) 第1号により解約の効力が生じるまでまたは第2号により解約の効力が生じなくなるまでに、災害保険金または障害給付金の支払事由の発生によりこの特約が消滅する場合の取扱

第22条（災害保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額は、当社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、災害保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第23条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、主約款の規定を準用して取り扱います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本項において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。

第24条（特約の契約者配当金）

1. この特約の付加日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てることがあります。
2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当社の定める取扱にもとづき支払います。

第25条（管轄裁判所）

この特約における災害保険金、障害給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（契約内容の登録）

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害保険金の金額
 - (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新される場合は、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の契約内容の登録の期間は、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害保険金もしくは災害割増保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から5年（この特約の付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年とこの特約の付加の日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
10. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（特約の保険料の払込）第2項中「半年一括払契約」とあるのは「半年払契約」と、「年一括払契約」とあるのは「年払契約」と読み替えます。
- (2) 第9条第4項の規定は適用しません。
- (3) 第9条第5項および第6項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第19条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。ただし、この特約の保険期間と保険料払込期間が同一の場合は、この特約に対する解約返還金および責任準備金はありませぬ。

別表1 請求書類

	項目	必要書類
1	災害保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
2	障害給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

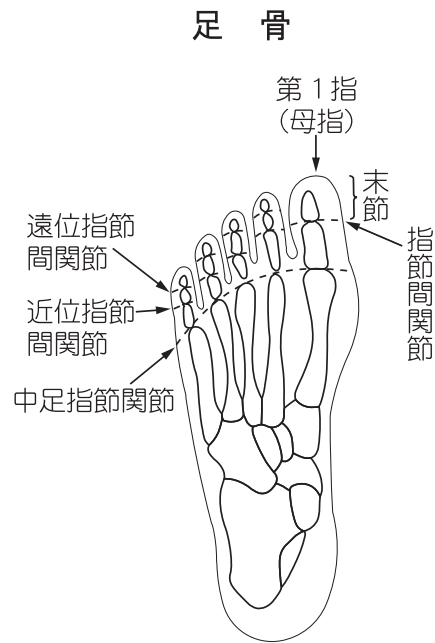
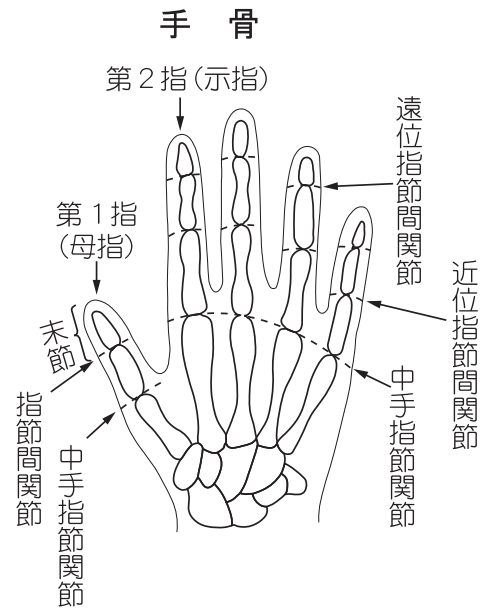
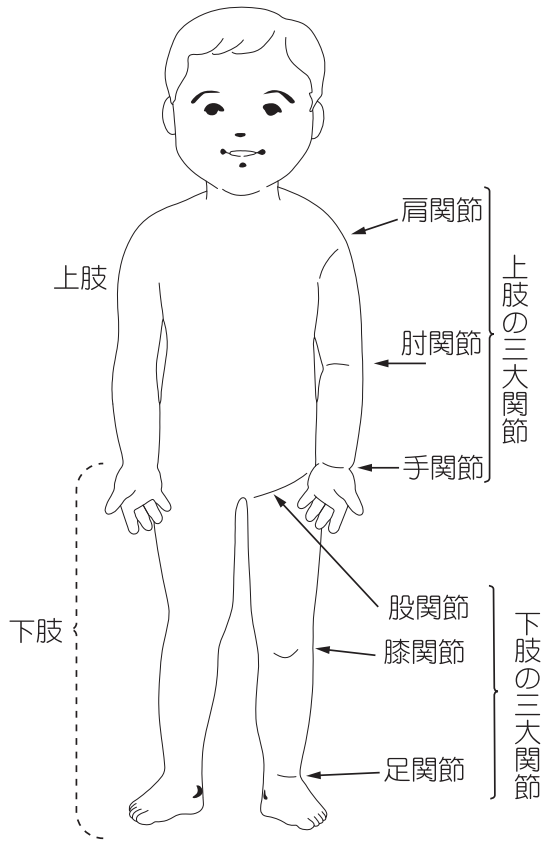
該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ出血熱	A98.0
マールブルグウイルス病	A98.3
エボラウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



こども新総合医療特約D条項（H22） 目次

この特約の概要

<p>第1条 入院給付金の支払限度の型 第2条 給付金の支払 第3条 災害入院給付金の支払に関する補則 第4条 疾病入院給付金の支払に関する補則 第5条 手術給付金の支払に関する補則 第6条 放射線治療給付金の支払に関する補則 第7条 給付金の請求、支払時期および支払場所 第8条 特約の保険料払込の免除 第9条 特約の締結 第10条 特約の責任開始期 第11条 特約の保険期間および保険料払込期間 第12条 特約の保険料の払込 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱 第14条 特約の失効 第15条 特約保険料の自動貸付 第16条 特約の復活</p>	<p>第17条 告知義務 第18条 告知義務違反による解除 第19条 特約を解除できない場合 第20条 重大事由による解除 第21条 特約の解約 第22条 特約の返還金 第23条 特約の消滅とみなす場合 第24条 債権者等により特約が解約される場合の取扱 第25条 入院給付金日額の減額 第26条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱 第27条 特約の契約者配当金 第28条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更 第29条 管轄裁判所 第30条 契約内容の登録 第31条 主約款の規定の準用 第32条 契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則</p>
--	---

こども新総合医療特約D条項（H22）

（平成26年9月18日改正）

（この特約の概要）

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

	給付の内容
災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて支払います。
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に疾病の治療を目的として入院したときに入院日数に応じて支払います。
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の手術を受けたときに支払います。
放射線治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の放射線治療を受けたときに支払います。

第1条（入院給付金の支払限度の型）

1. 入院給付金の支払限度の型は、つぎのとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	入院給付金の種類	1回の入院についての入院給付金を支払う日数の限度	入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	災害入院給付金	60日	1,095日
	疾病入院給付金	60日	1,095日
120日型	災害入院給付金	120日	1,095日
	疾病入院給付金	120日	1,095日

2. 保険契約者は、この特約の締結の際、第1項のいずれかの型を指定するものとします。
 3. 第2項により指定された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条（給付金の支払）

この特約において支払う給付金はつぎのとおりです。

	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	<p>被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害の治療を目的とする入院であること</p> <p>(2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院であること</p> <p>(3) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院であること</p> <p>(4) その入院の日数が、(1)の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと</p>	<p>入院1回につき、つぎの金額</p> <p style="text-align: center;">（入院給付金日額） × 〔この特約の保険期間中の左記の傷害の治療を目的とする入院日数〕</p>	保険契約者	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 地震、噴火または津波</p> <p>(8) 戦争その他の変乱</p>
疾病入院給付金	<p>被保険者がつぎのいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>(2) 別表3に定める病院または診療所における別表4に定める入院（以下「入院」といいます。）であること</p> <p>(3) その入院の日数が、(1)の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に1日以上となったこと</p>	<p>入院1回につき、つぎの金額</p> <p style="text-align: center;">（入院給付金日額） × 〔この特約の保険期間中の左記の疾病の治療を目的とする入院日数〕</p>	保険契約者	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p>

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術給付金	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みません。）において、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する手術を受けたとき</p> <p>(1) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(ア) 別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（別表5に定める公的医療保険制度における別表7に定める歯科診療報酬点数表（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。</p> <p>(a) 創傷処理</p> <p>(b) 皮膚切開術</p> <p>(c) デブリードマン</p> <p>(d) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(e) 涙点プラグ挿入術</p> <p>(f) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術</p> <p>(g) 抜歯手術</p> <p>(イ) 別表8に定める先進医療に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。)</p> <p>(2) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中以外に受けた(1)の(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること</p>	<p>手術1回につき、つぎに定める金額</p> <p>(1) 左記の支払事由 (1)に該当したとき (入院給付金日額) × 20</p> <p>(2) 左記の支払事由 (2)に該当したとき (入院給付金日額) × 5</p>	<p>保 険 契 約 者</p>	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p>

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
放射線治療給付金	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、この特約の保険期間中に別表3に定める病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みません。）において、つぎのいずれかに該当する治療（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき</p> <p>(1) その治療が、医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為であること</p> <p>(2) その治療が、別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為であること</p>	<p>放射線治療1回につき、つぎの金額</p> <p>（入院給付金日額）</p> <p>×</p> <p>10</p>	保険契約者	<p>つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(3) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者の薬物依存</p> <p>(8) 地震、噴火または津波</p> <p>(9) 戦争その他の変乱</p>

第3条（災害入院給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、第2条（給付金の支払）の災害入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を災害入院給付金の受取人とします。
2. 災害入院給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、災害入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
4. 被保険者が第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故（別表2）によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、災害入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
5. 当社は、被保険者が2以上の不慮の事故（別表2）により第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合、または第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院中に異なる不慮の事故により第2条の災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなします。
6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に保険契約者が死亡し、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約が消滅したために、第23条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき。ただし、後継保険契約者である被保険者の故意によって、保険契約者が死亡した場合を除きます。
7. 被保険者が、第2条の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当社は、災害入院給付金を重複しては支払いません。
8. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当社は、災害入院給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
9. 第2条および本条第1項から第8項までの規定にかかわらず、この特約による災害入院給付金を支払う日数の限度は、つぎの各号のとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての災害入院給付金を支払う日数の限度	災害入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

第4条 (疾病入院給付金の支払に関する補則)

1. 保険契約者の死亡後は、第2条(給付金の支払)の疾病入院給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を疾病入院給付金の受取人とします。
2. 疾病入院給付金の受取人を保険契約者(第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者)以外の者に変更することはできません。
3. 被保険者の入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、疾病入院給付金の支払額はそれぞれの日における入院給付金日額に応じて計算します。
4. 被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
5. 当社は、被保険者が第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
6. つぎの各号の場合には、当該各号に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 被保険者の入院中に保険契約者が死亡し、主約款の規定により主契約が消滅したために、第23条(特約の消滅とみなす場合)の規定によってこの特約が消滅したとき。ただし、後継保険契約者である被保険者の故意によって、保険契約者が死亡した場合を除きます。
7. 被保険者が、第2条の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を、同一の日に2回以上した場合でも、当社は、疾病入院給付金を重複しては支払いません。
8. 当社は、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定による疾病入院給付金と第2条の災害入院給付金の支払に関する規定による災害入院給付金とが重複した場合には、重複する入院日数については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払わないものとします。
9. 第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、その翌日以後の入院については、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。この場合の疾病入院給付金の支払額は、入院給付金日額に、第2条の災害入院給付金の支払に関する規定により災害入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。
10. つぎの各号のいずれかに該当する入院は、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定に定める疾病の治療を目的とする入院とみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
 - (2) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - (3) この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩のための入院
11. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故(別表2)もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。
12. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第19条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的として入院したものとみなして、第2条の疾病入院給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
13. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合には、当社は、疾病入院給付金を支払いません。ただし、その原因によって入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。
14. 第2条および本条第1項から第13項までの規定にかかわらず、この特約による疾病入院給付金を支払う日数の限度は、つぎの各号のとおりとします。

入院給付金の支払限度の型	1回の入院についての疾病入院給付金を支払う日数の限度	疾病入院給付金を支払う日数の通算限度
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

第5条 (手術給付金の支払に関する補則)

1. 保険契約者の死亡後は、第2条(給付金の支払)の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を手術給付金の受取人とします。

2. 手術給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 手術給付金の支払額は、手術を受けた日（手術が2日以上にわたった場合にはその開始日。以下同じ。）現在の入院給付金日額に応じて計算します。
4. つぎの各号に該当する手術については、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院中の手術とみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
 - (1) 第3条（災害入院給付金の支払に関する補則）第9項に定める災害入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、災害入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
 - (2) 第4条（疾病入院給付金の支払に関する補則）第14項に定める疾病入院給付金を支払う日数の限度に達したことにより、疾病入院給付金が支払われない入院中に受けた手術
5. 当社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する手術を2以上受けた場合で、それらの手術を受けた日が同一のときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術のうち手術給付金の金額の高い whichever 1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
6. 当社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている診療行為に該当するときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術（以下本項において「一連の手術」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
 - (2) 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 - (3) 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術給付金の金額の高い whichever 1つの手術についてのみ手術給付金をそれぞれ支払います。
7. 当社は、被保険者が第2条の手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が別表8に定める先進医療に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）であるときは、第2条の手術給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの手術については、一連の手術とみなして第6項各号の規定を適用します。
8. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した手術は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。
9. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に手術を受けた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第19条（特約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的として手術を受けたものとみなして、第2条の手術給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
10. 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術を受けた場合には、当社は、手術給付金を支払いません。ただし、その原因によって手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その程度に応じ、手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第6条（放射線治療給付金の支払に関する補則）

1. 保険契約者の死亡後は、第2条（給付金の支払）の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、後継保険契約者を放射線治療給付金の受取人とします。
2. 放射線治療給付金の受取人を保険契約者（第1項の規定が適用される場合には、後継保険契約者）以外の者に変更することはできません。
3. 放射線治療給付金の支払額は、放射線治療を受けた日現在の入院給付金日額に応じて計算します。
4. 当社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を2以上受けた場合で、それらの放射線治療を受けた日が同一のときは、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、いずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金を支払います。
5. 当社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が、放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として放射線治療給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
6. 当社は、被保険者が第2条の放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療を複数回受けた場合には、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金を支払いません。
7. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として放射線治療を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年

を経過した後に開始した放射線治療は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定を適用します。

8. 被保険者がこの特約の責任開始期前にすでに発病していた疾病の治療を直接の目的としてこの特約の責任開始期以後に放射線治療を受けた場合でも、当会社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実(第19条(特約を解除できない場合)に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。)を用いて承諾したときは、この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を直接の目的として放射線治療を受けたものとみなして、第2条の放射線治療給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
9. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって放射線治療を受けた場合には、当会社は、放射線治療給付金を支払いません。ただし、その原因によって放射線治療を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、放射線治療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第7条 (給付金の請求、支払時期および支払場所)

1. 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。)または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、給付金を請求してください。
3. 給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第8条 (特約の保険料払込の免除)

主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

第9条 (特約の締結)

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合、当会社は、保険証券を交付しません。

第10条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当会社所定の金額を受け取った時(告知の前に受け取った場合は、告知の時)からこの特約上の責任を負います。

第11条 (特約の保険期間および保険料払込期間)

1. この特約の保険期間は、第10条(特約の責任開始期)に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
2. この特約の保険料払込期間の満了日は、主契約の保険料払込期間の満了日と同一とします。

第12条 (特約の保険料の払込)

1. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
2. 第1項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日(月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年一括払契約の場合は半年単位の契約応当日、年一括払契約の場合は年単位の契約応当日)以後その契約応当日の属する月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から、未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者(保険契約者の死亡後は後継保険契約者)は、主約款に定める保険料払込の猶予期間の満了する時までに、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。
3. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
4. 主約款の保険契約の消滅等における保険料の残額に相当する金額の支払に関する規定は、この特約の年一括払保険料および半年一括払保険料について準用します。
5. 主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合で、すでにこの特約の保険料が払い込まれている主約款に定める保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応するこの特約の保険料を払い戻しません。
 - (1) この特約の消滅
 - (2) 入院給付金日額の減額
 - (3) この特約の保険料払込の免除
6. 第5項の規定は、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払の場合のこの特約の第1回保険料について準用します。

第13条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

1. 主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、給付金から未払込保険料を差し引きます。

2. 給付金が第1項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、その猶予期間の満了する時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、給付金を支払いません。

第14条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第15条（特約保険料の自動貸付）

主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過した場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動貸付の規定を適用します。この場合、この特約の解約返還金を主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第16条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
2. 当社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第17条（告知義務）

当社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第18条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第17条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
2. 当社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、すでに給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、後継保険契約者または被保険者が証明したときは、給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
5. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第19条（特約を解除できない場合）

当社は、つぎのいずれかの場合には、第18条（告知義務違反による解除）の規定によるこの特約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (3) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当社のためにこの特約の締結の媒介を行うことができる者（当社のためにこの特約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

第20条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本条において同じ。）、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

- (2) この特約の給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から第4号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払いません。また、すでにその支払事由により給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
 - (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかったものとしします。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所または居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、後継保険契約者または被保険者に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第21条（特約の解約）

保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第22条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の特約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当会社は、この特約の解約返還金を保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者）に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金（第12条（特約の保険料の払込）第4項の規定により支払われる返還金を含みます。）をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第23条（特約の消滅とみなす場合）の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻すときは、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
4. 第3項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合には、この特約の解約返還金または責任準備金の払戻はありません。
5. 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金は、主契約の解約返還金に加えません。

第23条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

第24条（債権者等により特約が解約される場合の取扱）

差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者によりこの特約が解約される場合のつぎの各号の取扱については、主約款の規定を準用します。

- (1) 解約の効力の発生
- (2) 特約の存続

第25条（入院給付金日額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、当会社の定める取扱にもとづき、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第26条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、主約款の規定を準用して取り扱います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者（保険契約者の死亡後は後継保険契約者。以下本項において同じ。）に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを払い込んでください。

第27条（特約の契約者配当金）

1. この特約の付加日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対して、契約者配当金を割り当てる場合があります。
2. 第1項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当社の定める取扱にもとづき支払います。

第28条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術給付金等の支払事由に関する規定の変更）

1. 当社は、手術給付金または放射線治療給付金（以下本条において「手術給付金等」といいます。）の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術給付金等の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めるときは、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料および給付金額を変更することなく手術給付金等の支払事由に関する規定を変更することがあります。
2. 第1項の規定により、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更するときは、当社は、手術給付金等の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第29条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条（契約内容の登録）

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日。また、主契約の契約日後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日。以下第2項において同じ。）
 - (5) 当会社名
2. 第1項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じ。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、第3項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、5年と契約日から被保険者が満15歳に達する日までの期間のいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第31条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第32条（契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合の特則）

この特約を契約日が平成22年3月1日以前の主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第12条（特約の保険料の払込）第2項中「半年一括払契約」とあるのは「半年払契約」と、「年一括払契約」とあるのは「年払契約」と読み替えます。
- (2) 第12条第4項の規定は適用しません。
- (3) 第12条第5項および第6項の規定は、この特約の年払保険料および半年払保険料について準用します。
- (4) 第22条（特約の返還金）第1項の規定にかかわらず、この特約の解約返還金は、保険料払込中の特約についてはその保険料の払込年月数により、その他の特約についてはその経過年月数により計算します。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	災害入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料払込を証する書類 (8) 保険証券
2	疾病入院給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
3	手術給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
4	放射線治療給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 当会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料払込を証する書類 (7) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。）
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用（いずれも患者の行った場合を含みます。）
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温（熱中症（日射病、熱射病）等の原因となったもの） (2) 高圧、低圧および気圧の変化（高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの） (3) 食料、水分の不足（飢餓、脱水症等の原因となったもの） (4) 身体の動揺（乗り物酔い等の原因となったもの）、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- 第1号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律にもとづく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表7 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につきのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

5. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為については、初日に受けた診療行為が手術に該当します。

6. 放射線を常時照射する治療

放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

7. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容のもので、かつ、分娩に関するものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩（単胎自然分娩（080）は除く）	081～084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとし（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(イ)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎの各号のいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

7. 本条の規定により当社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

第5条（解除の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の締結の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）または5年ごと配当付こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）または5年ごと配当付こども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約

の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。

- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（遺族保障付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(エ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第16条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第17条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年

- ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごとと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごとと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごとと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第18条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごとと配当付個人年金保険または5年ごとと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第19条（5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごとと配当付介護年金終身保障保険または5年ごとと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第17条（5年ごとと配当付終身保険、5年ごとと配当付更新型終身移行保険、5年ごとと利差配当付終身保険または5年ごとと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごとと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごとと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごとと配当付個人年金保険または5年ごとと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごとと配当付終身医療保険または5年ごとと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害2割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2) すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

特定障害不担保特約条項

(平成25年12月18日改正)

第1条 (特約条項の適用)

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約および主契約に付加されているつぎの各号に定める特約について、主契約の普通保険約款（主契約に付加されているつぎの各号に定める特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

- (1) 災害割増特約D
- (2) 傷害特約D
- (3) 5年ごと配当付養老保険特約
- (4) 5年ごと配当付定期保険特約
- (5) 5年ごと配当付終身保険特約
- (6) 5年ごと配当付通減定期保険特約
- (7) 5年ごと配当付特定疾病保障定期保険特約
- (8) 5年ごと配当付特定疾病保障終身保険特約
- (9) 5年ごと配当付障害保障特約
- (10) 5年ごと配当付年金払定期保険特約
- (11) 5年ごと配当付特定状態収入保障特約
- (12) 5年ごと配当付遺族収入保障特約
- (13) 5年ごと配当付育英年金特約
- (14) 5年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約
- (15) 5年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約
- (16) 5年ごと配当付特定状態保障定期保険特約
- (17) 保険料払込免除特約（H13）
- (18) 保険料払込免除特約（H25）

第2条 (不担保とする特定障害)

この特約により不担保とする特定障害は、視力障害および聴力障害とし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 視力障害
被保険者が主約款に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、高度障害保険金、高度障害年金、特約障害保険金、障害給付金、特約障害年金、特約育英年金および災害割増保険金の支払または保険料払込の免除を行いません。
- (2) 聴力障害
被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款に定める特約障害保険金、障害給付金および特約障害年金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、当会社は、特約障害保険金、障害給付金および特約障害年金の支払または保険料払込の免除を行いません。

第3条 (5年ごと配当付子ども学資保険および5年ごと配当付育英年金特約に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと配当付子ども学資保険および5年ごと配当付育英年金特約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えて本特約条項を適用します。
- (2) 5年ごと配当付子ども学資保険普通保険約款の規定により保険契約者の変更が行われた場合には、この特約は消滅します。

第1条 (取扱の範囲)

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあり
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (保険料率)

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第3条 (保険料の払込)

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条 (特約の失効)

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条 (取扱の範囲)

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (保険料の払込)

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条 (特約の失効)

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条 (取扱の範囲)

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあり
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

1. 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条 (保険料率)

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条 (保険料の払込)

1. 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条 (猶予期間)

1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条 (特約の失効)

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となる時
 - (4) 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となる時
 - (5) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (6) 保険料の前納を行ったとき
 - (7) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (8) 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払

契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日)の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条 (取扱の範囲)

- 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条 (保険料率)

- この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条 (保険料の払込)

- 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条 (猶予期間)

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条 (特約の失効)

- つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定められた金額未満となる時
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
- 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

保険料口座振替特約条項

(平成22年4月2日改正)

第1条 (特約条項の適用)

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの各号の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条 (契約日の特則)

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（以下本項において「保険金等」といいます。）を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、第1項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は当社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、過不足分をその保険金等と清算します。
3. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条 (保険料率)

1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、第7条（特約の消滅）第2項の場合は当社の定める取扱にもとづき取り扱います。
3. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条 (保険料の払込)

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当社の定めの日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めの日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第5条 (保険料口座振替不能の場合の取扱)

1. 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの各号の金額を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第6条 (諸変更)

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき
 - (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、この特約は消滅しません。
 - (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第8条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまよりお電話願います。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理及びサービス充実の観点から録音させていただきますのでご了承ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1
電話 03-3216-1211（大代表）

※お近くの第一生命のご連絡先、店舗所在地については、当社ホームページ
(<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)をご覧ください。

一生涯のパートナー

第一生命

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)	15	●保険料のお払い込み	55
●告知義務	18	●払込猶予期間とご契約の効力	58
●ご契約の成立と保障の責任開始期	20	●効力を失ったご契約の復活	59
●給付金・育英年金などをお支払いできない場合	48	●解約と解約返還金	67

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など職員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>